

伊方町地域防災計画

原子力災害対策編

令和7年4月

伊方町防災会議

目次

第1章 総論.....	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 原子力災害対策重点区域	2
第3節 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施	3
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第5節 広域的な活動体制	13
第2章 原子力災害事前対策.....	14
第1節 発電所における予防措置等の責務	14
第2節 災害応急体制の整備	15
第3節 通信連絡体制の整備	18
第4節 環境放射線モニタリング体制の整備	21
第5節 原子力災害医療体制の整備	23
第6節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	26
第7節 避難収容活動体制の整備	27
第8節 緊急物資の確保	34
第9節 緊急輸送路の確保体制の整備	36
第10節 防災知識の普及	37
第11節 原子力防災訓練の実施	40
第12節 原子力発電所上空の飛行規制	42
第13節 広域応援体制の整備	43
第14節 県消防防災ヘリコプターの運航	45
第15節 防災対策資料の整備	46
第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	48
第17節 複合災害対応に係る体制整備	50
第3章 緊急事態応急対策.....	52
第1節 応急措置の概要	52
第2節 町災害対策本部の設置	54
第3節 各機関の活動体制	67
第4節 情報活動	73
第5節 通信連絡	77
第6節 広報・広聴活動	82
第7節 緊急時モニタリング等の実施	86
第8節 住民避難等の実施	88
第9節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	98
第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等	100
第11節 原子力災害医療の実施	102
第12節 防災業務関係者の防護対策	114
第13節 緊急輸送	115

第14節	消火活動	116
第15節	救助・救急活動	117
第16節	ボランティアの受入れ	118
第17節	応援協力活動	119
第18節	ヘリコプターの活動支援	122
第19節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	123
第20節	複合災害時における応急対策	125
第4章	原子力災害中長期対策.....	127
第1節	緊急事態解除宣言後の対応	127
第2節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	127
第3節	汚染の除去等	127
第4節	復旧期モニタリングの実施と結果の公表	127
第5節	各種指示、制限措置の解除	128
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	129
第7節	風評被害等の影響の軽減	130
第8節	被災者等の生活再建の支援	130
第9節	物価の監視	131
第10節	復旧・復興事業からの暴力団排除	131
第11節	原子力事業者の災害復旧対策	131
第12節	災害対策本部等の解散	132

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、伊方町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、町の関係各機関において防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

また、本計画において採用している国（原子力規制委員会）の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用するものとする。

なお、この計画は「伊方町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「伊方町地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、伊方町国民保護計画で定める。

3 計画の構成

計画編の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(3) 第3章 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4章 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

第2節 原子力災害対策重点区域

1 原子力災害対策重点区域

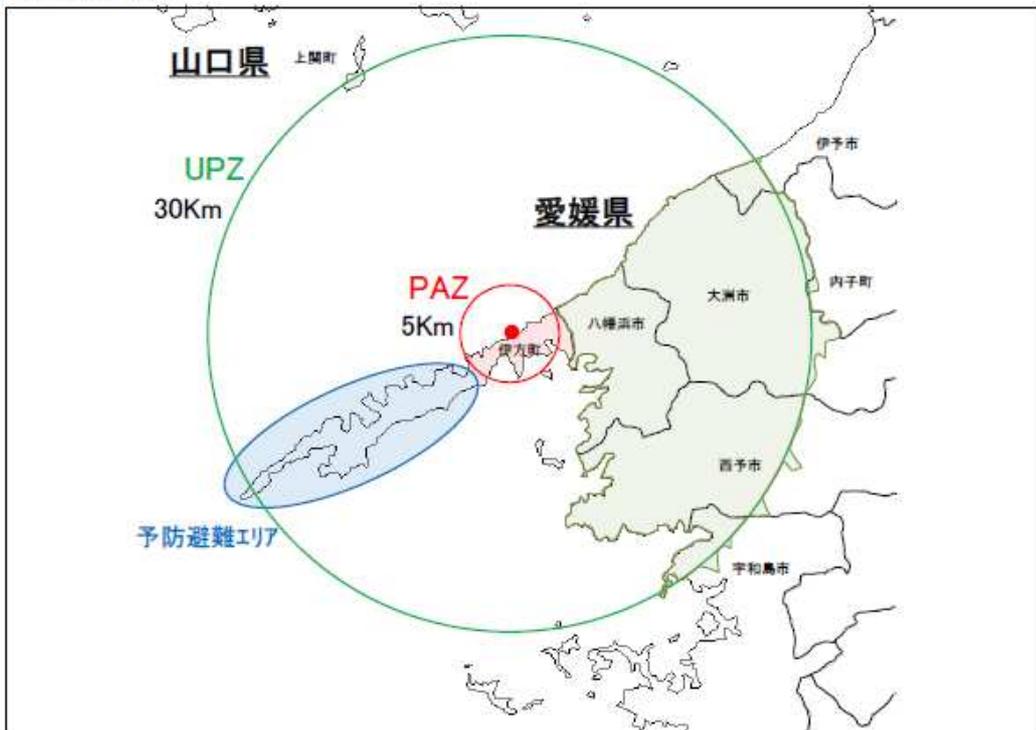
原子力災害対策重点区域は、次のとおりとする。

原子力災害対策重点区域

区分	範囲・概要	対象地区・市町
PAZ (Precautionary Action Zone) 【予防的防護措置を準備する区域】	原子力施設を中心として、 おおむね半径5kmの地域	集落数：27地区 (自主防災会単位) 人口：4,193人 世帯数：2,188世帯 (令和6年12月1日現在)
UPZ (Urgent Protective action planning Zone) 【緊急時防護措置を準備する区域】 予防避難エリア※ (PAZに準じた防護措置を準備する区域)	原子力施設を中心として、 おおむね半径30kmの地域から PAZを除いた地域	伊方町全域 (PAZを除く。) (県内) 宇和島市、八幡浜市、 大洲市、伊予市、西予市、 内子町

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。

周辺地域の地図



※「伊方地域の緊急時対応」より抜粋

第3節 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Z 及び予防避難エリアにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを、同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）に基づき判断し、該当する緊急事態区分に応じた避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

また、P A Z 外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

U P Z においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

緊急事態区分の概要

区分	概要	主要な防護措置
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、国及び地方公共団体に連絡しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

区分	概要	主要な防護措置
施設敷地緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。</p>
全面緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。</p>

注)施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転等の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
β線：13,000 cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※7}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※9}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であ

り、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- ・避難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- ・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する防護措置

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編の第1章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に基づき、特に主なものは次のとおりとする。

1 町

- (1) 町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 避難行動計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリングへの参画
- (10) 避難等の指示及び指定避難所の開設
- (11) 原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）の実施及び協力
- (12) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (13) 汚染の除去
- (14) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

2 県

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (7) 県広域避難計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難等及び立入制限

- (11) 被災者の救出・救護等の措置
- (12) 原子力災害医療の実施
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- (19) 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

3 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事。
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
 - ウ 警察庁及び他管区警察局との連携に関する事。
 - エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
 - オ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報の収集・伝達の指導調整に関する事。
 - カ 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (2) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 原子力災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 国立病院等における医療救護の実施に関する事。
- (4) 中国四国農政局
 - ア 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関する事。
 - イ 原子力災害時における食料等の支援に関する事。
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡調整に関する事。
- (5) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）
 - 林野・林産物の汚染対策及び除染措置の実施のための連絡調整に関する事。
- (6) 四国経済産業局
 - 原子力災害時における防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事。
- (7) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関する事。
 - (ア) 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 陸上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導

- イ 海上輸送に関すること。
 - (ア) 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - (イ) 海上における緊急輸送の確保
 - (ウ) 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
- (8) 大阪航空局（松山空港事務所）
原子力災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること。
- (9) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、宇和島海上保安部）
 - ア 緊急時海上モニタリングの支援に関すること。
 - イ 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること。
 - ウ 海上における救助・救急活動及び要請等に基づく活動の支援に関すること。
 - エ 緊急輸送に関すること。
- (10) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
気象情報の伝達に関すること。
- (11) 四国総合通信局
 - ア 原子力災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
 - イ 原子力災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常無線通信の運用監理に関すること。
 - ウ 原子力災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
 - エ 原子力災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導並びに協議に関すること。
- (12) 愛媛労働局
 - ア 原子力発電所における労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
 - イ 原子力発電所の被害状況の把握に関すること。
- (13) 四国地方整備局（大洲河川国道事務所）
原子力災害時における道路交通等の確保に関すること。

4 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団等
 - ア 避難の援助等に関すること。
 - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること。
 - ウ 緊急時上空モニタリングの支援に関すること。
 - エ 人員物資等の陸上輸送支援に関すること。
 - オ 給食及び給水、入浴支援等に関すること。
 - カ その他緊急事態応急対策の支援に関すること。
- (2) 海上自衛隊呉地方総監部
 - ア 避難の援助等に関すること。
 - イ 原子力災害時における海上輸送支援に関すること。

- ウ 緊急時海上モニタリング支援に関すること。
- エ その他緊急事態応急対策の支援に関すること。
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令部
 - ア 避難の援助等に関すること。
 - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること。
 - ウ その他緊急事態応急対策の支援に関すること。

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること。
 - イ 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること。
 - ウ 非常緊急通話に関すること。
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
 - オ 各種措置の広報に関すること。
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること。
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること。
 - イ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - ウ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること。
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 原子力災害時における道路交通等の確保に関すること。
- (6) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
 - イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (7) 日本通運株式会社（松山支店西予営業所）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社大洲営業所）、佐川急便株式会社（大洲営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (8) 日本郵便株式会社四国支社（伊方郵便局、町見郵便局、瀬戸郵便局、大久郵便局、二名津郵便局、三崎郵便局、串郵便局、八幡浜郵便局）
 - ア 原子力災害時における郵便業務の運営の確保に関すること。
 - イ 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するための必要な措置に関すること。

6 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。
イ 原子力災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
ウ 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること。
エ 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

7 消防

- (1) 八幡浜地区施設事務組合消防本部
ア 救急、消防防災活動に関すること。
イ 住民の避難、誘導等に関すること。

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者

- (1) 西宇和農業協同組合、八西森林組合
ア 被災組合員の援護に関すること。
イ 農林物の採取制限及び出荷制限等に関すること。
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (2) 八幡浜漁業協同組合、愛媛県漁業協同組合三崎支所
ア 被災組合員の援護に関すること。
イ 水産物の採取制限及び出荷制限等に関すること。
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
エ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (3) 伊方町商工会

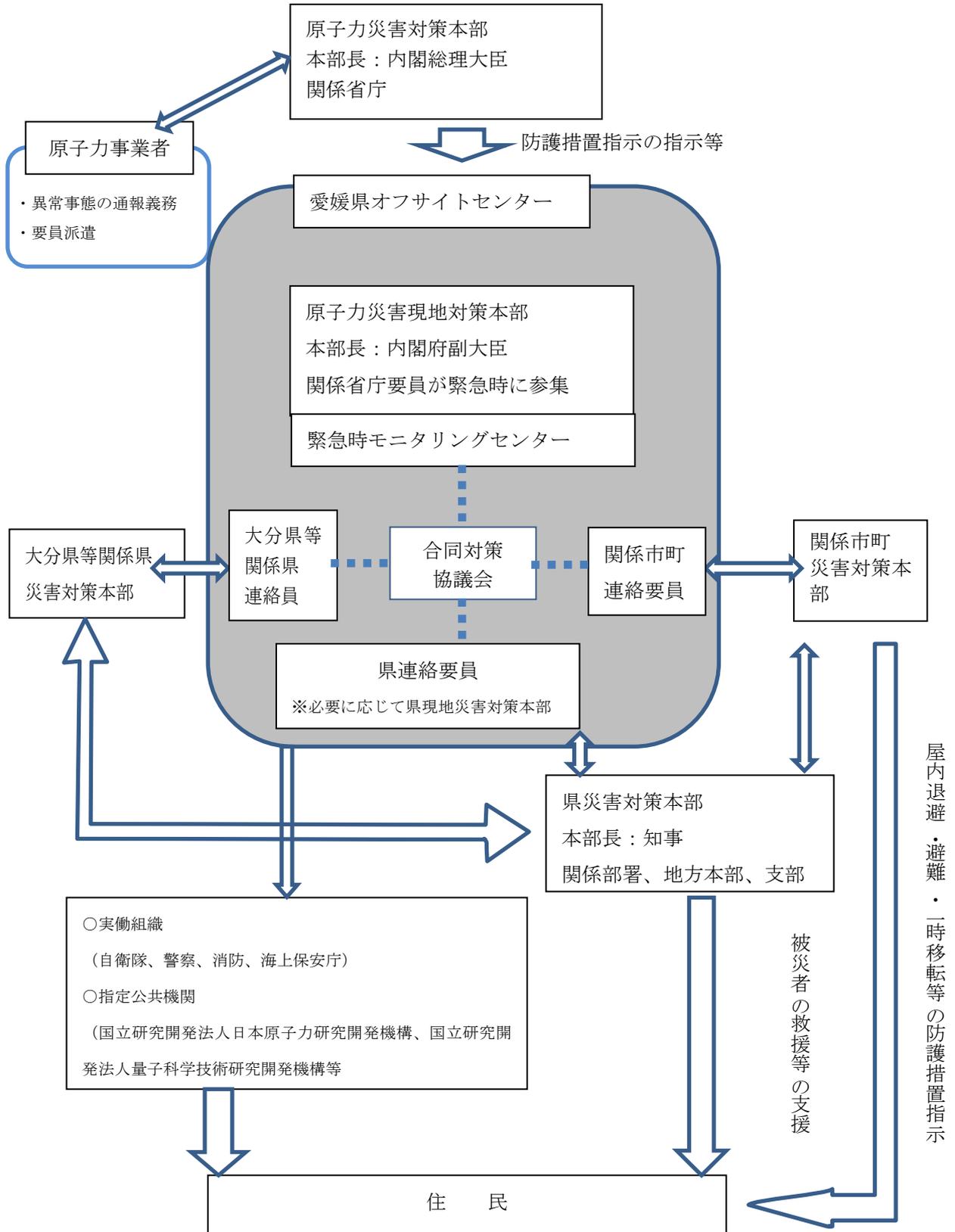
- ア 被災商工業者の援護に関する事。
- イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。
- (4) 伊方町社会福祉協議会
 - ア 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。
 - イ ボランティアの斡旋及び調整に関する事。
- (5) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設等利用者の安全確保に関する事。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。
- (6) 公益社団法人愛媛県診療放射線技師会
 - ア 避難住民等のサーベイランス、避難退域時検査、簡易除染、放射線に係る相談対応等の実施の協力に関する事。
 - イ 救護所等における放射線防護の実施の協力に関する事。
- (7) 一般社団法人八幡浜医師会、診療所、歯科診療所
 - 医療救護活動の実施の協力に関する事。
- (8) 一般社団法人愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関する事。
- (9) 国道九四フェリー株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送船舶（人員、貨物）等の確保に関する事。
- (10) 南予水道企業団
 - 原子力災害時における飲料水の供給に関する事。

9 原子力事業者

- (1) 四国電力株式会社
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事。
 - イ 原子力発電所の防災管理に関する事。
 - ウ 従業員等に対する教育及び訓練に関する事。
 - エ 電力供給の確保に関する事。
 - オ 発電施設の応急対策及び復旧に関する事。
 - カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
 - キ 緊急時モニタリングの実施又は協力に関する事。
 - ク 原子力災害医療の実施及び協力に関する事。
 - ケ 汚染拡大防止措置に関する事。
 - コ その他、町、県及び防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関する事。

第5節 広域的な活動体制

1 原子力災害時における広域応援協力体制



第2章 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。

第1節 発電所における予防措置等の責務

1 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに伊方町及び県との間で締結している安全協定及び県と八幡浜市、大洲市、西予市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

2 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、原災法等に基づき、あらかじめ防災組織を定め、必要な要員を確保するなど、原子力災害の予防のために必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、町、県及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制の整備に万全を図るものとする。

3 発電所における立入検査の実施等

町及び県は、国と連携して、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるとともに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、原災法第32条の規定に基づき、適時適切に立入検査を実施するものとする。

立入検査の実施に当たっては、町長又は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行うものとする。

また、国は、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行う。

第2節 災害応急体制の整備

町、国、県、関係機関、原子力事業者等は、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関の連携を日頃から密にしておくものとする。

1 原子力事業者の防災体制の整備

- (1) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員について、原子力事業所の規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。
- (2) 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。

また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくものとする。
- (3) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。

その際、地域防災計画との整合性を保つ観点から、作成又は修正しようするときは、あらかじめ町及び県と誠実に協議するものとする。
- (4) 原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器、その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制を、あらかじめ整備するものとする。
- (5) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努めるものとする。
- (6) 原子力事業者は、原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、町及び県に届け出るものとする。
- (7) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練を行ったときは、町及び県に書面により報告するものとする。
- (8) 原子力事業者は、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、町及び県と協議した上で、後方支援拠点の候補地を選定しておくものとする。
- (9) 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備するとともに、その能力を向上させるものとする。

また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要となる資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。

2 町及び県の防災体制の整備

- (1) 町及び県は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期復旧対策を定めた地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図っておくものとする。
- (2) 町及び県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、防災対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
- (3) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より、国の上席放射線防災専門官（伊方担当）と密接な連携を図るものとする。また、重点市町（本町含む。）も県を通じて、上席放射線防災専門官（伊方担当）と密接な連携を図るものとする。
- (4) 県は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。
- (5) 県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の修正について意見を求められた場合は、伊方町を除く重点市町の意見も求めるものとする。
- (6) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出があった場合、伊方町を除く重点市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (7) 町及び県は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (8) 県は、国、重点市町（本町含む。）、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

3 国との連携による防災体制の整備

- (1) 町は、県及び国と連携し、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (2) 県は、国と連携し、オフサイトセンターに非常用電話、FAX、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。

- (3) 国は、県等が行う情報の収集及び応急対策に係る指導・助言等を行うため、原子力防災専門官をオフサイトセンターに配置する。
- (4) 町、県、国及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。
- また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておくものとする。
- (5) 国は、オフサイトセンター運営要領及び機能班活動マニュアルを整備するとともに、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (6) 県は、国と連携し、オフサイトセンターが被災した場合の代替施設をあらかじめ複数定めるものとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (7) 国（内閣府）は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国（内閣府、関係省庁）は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。
- (8) 国（内閣府、関係省庁）、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

第3節 通信連絡体制の整備

町、県、関係機関及び原子力事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実を図るため、通信連絡体制の整備を図るものとする。

1 通信連絡網の整備

町、国、県、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において、町内部、各機関内部、各機関相互間並びに対住民等への迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備するとともに機器等の耐震化や浸水に対する対応を考慮した非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む。）、通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努めるものとする。

(1) 町

- ア 防災行政無線（移動系、同報系、地域防災系）
- イ 消防無線
- ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

(2) 県

- ア 国・県・町・関係機関・対策拠点施設の間を結ぶ電話・FAX専用回線網（地上系・衛星系）
- イ 国・県・町・原子力事業者の間を結ぶテレビ会議システム（地上系・衛星系）
- ウ 県・町・関係機関・原子力事業者の間を結ぶ県防災通信システム（地上系）
- エ 県・町・関係機関の間を結ぶ県防災通信システム（地上系・衛星系）
- オ 国・県・オフサイトセンターを結ぶ衛星固定電話の設備
- カ 原子力災害時における緊急事態応急対策要員の緊急呼出し用携帯電話
- キ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

(3) 原子力事業者

- ア 原子力発電所と町、県をそれぞれ電話・FAXで結ぶ有線専用回線
- イ 国、県、町及び関係機関への一斉FAX（NTT一般回線を使用）
- ウ 原子力事業者内部を専用回線で結ぶ保安電話、PHS等の社内通信施設
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

2 通信連絡体制の確立

(1) 町及び各機関は、原子力災害時における各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正管理に努めるものとする。

また、町及び各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛

県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

なお、漁業無線を使用した船舶等への指示について、海岸局と愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

- (2) 県は、町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目などに係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関に周知する。
 - ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
 - イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
 - ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
 - エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）
- (3) 町及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (4) 原子力事業者は、迅速かつ的確な情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる防災要員をあらかじめ指定しておくなど、通信連絡体制の整備を推進するものとする。

3 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 町は、県、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。
- (2) 町は、県及び国と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (3) 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティFM放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、スマートフォン向けアプリ、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 災害時における放送要請に関する協定

県は、原子力災害時において、災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の住民

等に対する受伝達の迅速・確実を図るため、災害対策基本法に基づき、日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛の間とそれぞれ災害時における放送要請に関する協定を締結するとともに、災害時における住民広報等、発電所周辺地域の住民等に対する情報活動を強化するため、一般財団法人八西CATVとも災害時における放送要請に関する協定を締結しており、今後ともこれら協定に基づく放送要請の運用方法等の習熟に努める。

第4節 環境放射線モニタリング体制の整備

町、県、国及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

1 環境放射線モニタリング資機材等の整備

- (1) 県は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、平常時から環境放射線モニタリング資機材等を整備・維持管理するものとする。
 - ア 固定観測局（モニタリングステーション、モニタリングポスト）
 - イ 通信機能付き電子線量計
 - ウ 大気中放射性物質濃度観測局（ダストモニタ、大気モニタ、ヨウ素サンブラ）
 - エ 可搬型モニタリングポスト
 - オ モニタリングカー
 - カ 環境放射線監視テレメータシステム
 - キ ゲルマニウム半導体検出器
 - ク その他環境モニタリングに必要な資機材
- (2) 国（原子力規制委員会等）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を常時整備・維持管理するものとする。
- (3) 原子力事業者は、モニタリングステーション及びモニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、ヨウ素サンブラ等必要な測定用資機材を常時整備・維持管理するものとする。
- (4) 町は、県や国が整備した環境放射線モニタリング資機材について、その維持管理に協力するものとする。

2 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度の測定等）については、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県及び原子力事業者が実施するものとする。
- (2) 緊急時モニタリングについては、国（原子力規制委員会、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、町、県、原子力規制委員会、関係省庁及び原子力事業者等が連携して実施するものとする。また、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備し、県はその体制整備に協力するものとする。
- (3) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、重点市町（本町含む。）、関係機関及び原子力事

業者と協力して、緊急時モニタリングの体制等を定めるため、「緊急時モニタリング計画」を策定するものとする。

- (4) 町、県、国、関係機関及び原子力事業者は、平時から定期的な連絡会や操作訓練、操作講習会等を実施し、意思疎通を深めるほか、操作方法の習熟と資機材を適正に管理することにより、測定方法の質の維持・向上等に努めるものとする。
- (5) 国（原子力規制委員会等）は、関係する地域の緊急時モニタリング計画を参照し、緊急時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるように情報収集等を行うとともに、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ作成するほか、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備する。
- (6) 県は、緊急時モニタリングに対応できるよう、必要な人員等をあらかじめ定めておくものとする。
- (7) 原子力事業者は、モニタリングステーション及びモニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプリング、ヨウ素サンプリング等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

また、自らもモニタリングを行うとともに、国等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

- (8) 県は、国と連携し、モニタリング情報共有システムを整備、維持するものとする。

第5節 原子力災害医療体制の整備

町、県、国、その他関係医療機関等は、原子力災害医療を実施するため、災害の広域化や長期化を想定した原子力災害医療体制を整備する。

1 原子力災害医療体制の整備

- (1) 町は、実効的な原子力災害医療が実施されるよう、県、国、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 県は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び県等が行う原子力災害対策に協力する原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について指定又は登録するとともに、平時から拠点病院、協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努めるものとする。また、医療関係機関等を積極的に関与させ、体制を構築するよう努めるものとする。あわせて、拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努めるものとする。
- (3) 国は、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行うとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う原子力災害医療・総合支援センター及び拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援や高度専門教育研修等を行う高度被ばく医療支援センターについて指定し、平時から両センターとの情報交換等を行うとともに、両センターを通じて、立地道府県等や拠点病院等への支援を行うものとする。また、原子力災害時には適時適切に両センターが対応できるように支援するものとする。
- (4) 県は、拠点病院、協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとの緊密な連携により原子力災害医療体制の強化を図るとともに、県外原子力災害医療機関等との連携強化に努めるものとする。
- (5) 県は、原子力災害時における救護所等への医療従事者等の派遣体制を整備するため、必要に応じて関係機関と、災害時の医療救護に関する協定を締結するものとする。
- (6) 県は、原子力災害医療活動の手順等を示した原子力災害医療活動実施要領を策定するものとする。
- (7) 県は、原子力災害医療に係る訓練、研修等の実施や、国、原子力関係機関等が実施する研修等に被ばく医療に従事する医師等の参加を推進するなどにより、人材の育成・確保に努めるものとする。
- (8) 国及び県は、原子力災害医療派遣チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (9) 県及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に原子力災害医療資機材の操作訓練、講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管

理に努めるものとする。

- (10) 県は、原子力災害時の医療機関、消防機関等関係機関間における連絡、情報の収集・提供・共有を円滑に行うため、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の整備及び平常時からの活用に努めるものとする。
- (11) 町及び県は、国（原子力規制委員会、内閣府）の支援や協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材の確保・整備、測定、評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民の被ばく線量体制を整備するものとする。

2 原子力災害医療資機材等の整備

- (1) 町、県、日本赤十字社、原子力災害医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力の下、それぞれの役割に応じ、原子力災害医療を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備・維持管理を行うものとする。
- (2) 県は、原子力災害医療が実施できるよう、平常時から次の資機材等を整備・維持管理する。
- ア 医療活動用サーベイメータ
 - イ 内部被ばく検査用ホールボディカウンタ
 - ウ 甲状腺モニタ
 - エ 放射能除染室
 - オ 除染キット等関連資機材
 - エ 被ばく者（異常被ばく又は放射線物質による身体汚染を伴う者又はそのおそれのある者）治療用無菌室
 - キ その他必要な資機材
- (3) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を備蓄するほか、散剤からの調製に必要な資機材等を整備する。

また、P A Zについては、全面緊急事態に至った場合、避難と同時に安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、県は、本町と協力の上、事前に住民に配布することができる体制を整備する。U P Zにおいては、E A Lの設定内容に応じてP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、本町と協力の上、事前に住民に配布することができる体制並びに緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する。

安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、本町と協力の上、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布するものとする。なお、配布に際しては、調査票や問診等により服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。

県は、本町と協力の上、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。また、事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい

安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

県は、本町と協力の上、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、県は、平常時及び緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にしておくものとし、町に対して、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

町は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の配布手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる体制づくりに努める。

安定ヨウ素剤備蓄数量（伊方町）

番号	備蓄場所	丸剤	ゼリー (16.3mg)	ゼリー (32.5mg)	シロップ
1	伊方町中央保健センター	5,000丸	100包	100包	15本
2	九町診療所	4,000丸	—	—	—
3	瀬戸診療所	2,000丸	—	—	—
4	串診療所	2,000丸	—	—	—
5	伊方小学校	1,000丸	—	—	—
6	九町小学校	1,000丸	—	—	—
7	伊方中学校	1,000丸	—	—	—
8	三机小学校	1,000丸	—	—	—
9	大久小学校	1,000丸	—	—	—
10	瀬戸中学校	1,000丸	—	—	—
11	三崎小学校	1,000丸	—	—	—
12	三崎中学校	1,000丸	—	—	—
13	三崎高等学校	1,000丸	—	—	—
14	三崎保健センター	3,000丸	—	100包	30本
15	伊方町庁舎	7,000丸	—	—	—
16	瀬戸支所	6,000丸	—	—	—
17	三崎支所	6,000丸	—	—	—
合計		44,000丸	100包	200包	45本

(令和6年12月1日現在)

第6節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

町、県、関係機関、原子力事業者は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

また、町及び県は、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、原子力災害医療、広報等各種緊急事態応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、防災資機材の整備等に努めるものとする。

1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

(1) 県は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材、また、住民避難誘導等に必要な資機材等を整備・維持管理するものとする。

ア 防護服、マスク等の保護具類

イ デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器

ウ 広報車、輸送車両、拡声器等の住民避難誘導用資機材

エ その他原子力緊急事態応急対策に必要な資機材

(2) 原子力事業者は、原子力緊急事態応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備や応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、町、県、国及び他の原子力事業者の実施する原子力緊急事態応急対策に対し、必要に応じて、除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど、相互に協力するものとする。

また、原子力事業者は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

(3) 町、国、関係機関は、原子力緊急事態応急対策に必要な資機材を整備・維持管理する。

2 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

町、県、国、関係機関、原子力事業者は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

また、防災関係機関が開催する放射線防護資機材等の操作講習会等に積極的に職員を参加させ、技術習熟に努めるものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

県は、町の区域を越えて広域避難を円滑に行うため、広域避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町及び学校、診療所、保育所、福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成に当たり、関係機関と調整の上、あらかじめ指定避難所、避難経路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図るものとし、新型インフルエンザ感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生前から関係機関との調整に努める。

町及び県は、避難先市町と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

1 指定避難所等の指定

- (1) 町は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

イ 指定避難所については、避難者の感染予防や良好な避難所生活に必要な面積を可能な限り確保するために適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能

性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (2) 県は、町に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と、住民への周知徹底を図るよう、助言するものとする。

また、県は、町と連携し、指定避難所及び避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定めるものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう町に助言するものとする。

- (3) 町及び県は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

2 避難経路の指定

- (1) 町は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、避難計画においてあらかじめ複数の避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。

イ 避難経路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

- (2) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、広域避難計画においてあらかじめ複数の広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

3 指定避難所等の設備及び資機材の配備

町は、避難及び指定避難所等に必要な次の設備及び資機材を、要配慮者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮の上あらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備、輸送できるよう準備しておくものとする。

- (1) 通信機材・設備（衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (7) 救護及び医療資機材
- (8) 物資の集積所

- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (17) その他粉ミルク（アレルギー用を含む。）又は液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド

また、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備に努めるものとする。

4 避難計画

(1) 町の避難計画

町は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

- ア 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- イ 指定避難所への経路及び誘導方法
- ウ 避難に際しての注意事項
- エ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
- オ 指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 指定避難所における住民登録の実施
 - (イ) 避難収容中の秩序保持
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (オ) 避難住民に対する相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、診療所、保育所、福祉施設、工場、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡し方法及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(3) 広域避難計画

ア 県は、町と連携し、町の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を策定する。

イ また、広域避難計画の作成に当たり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整の上、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、併せて関係機関と協力して、避難の長期化に対応した、物資の確保、治安、環境衛生の維持を図るものとする。

ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、町に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援するものとする。

エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

オ 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

カ 町は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

5 指定避難所・避難経路等の住民への周知

町は、指定避難所及び避難経路等の地域住民への周知を図るため、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、避難計画に基づいた訓練を行うなど、原子力災害時において、住民が速やかに避難できるようにしておくものとする。

6 避難行動要支援者名簿の作成等

町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(1) 町の活動

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

- (ア) 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (イ) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- (ウ) 町は、町地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (エ) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(カ) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。

ウ 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。

また、指定避難所や避難経路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。

エ 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 一時滞在者への配慮

観光や仕事等での一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設等管理者の活動

ア 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

ウ 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、町の協力を得て、原子力災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

エ 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

オ 避難計画の作成

社会福祉施設等管理者は、町、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 病院等医療機関管理者の活動

ア 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、町、県、その他の市町と連携を図りながら、原子力災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

イ 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、町、県、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとする。

第8節 緊急物資の確保

町、国、県等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

1 食料及び生活必需品等の確保

町、国、県等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

(1) 町の活動

- ア 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄をしておくものとする。
- イ 町内における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部を備蓄しておくものとする。
- エ 町内における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。
- キ 給食計画を策定する。

(2) 住民の活動

- ア 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動を推進する。
- エ 緊急物資の共同備蓄を推進する。

(3) 県の活動

- ア 県は、民間業者と協定を締結し、緊急援護物資の流通備蓄を行い、原子力災害発生時、町が行う被災者援護等を支援する。
- イ 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査を定期的実施する。
- ウ 県内における緊急物資調達計画を策定し、大量調達が可能な大手小売業者等及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結する。
- エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。
- オ 流通在庫のない緊急物資備蓄を検討する。
- カ 町及びその他の市町が行う緊急物資の備蓄を推進する。
- キ 緊急物資の拠点施設に運送事業者等の施設活用を検討する。
- ク 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。

(4) 四国経済産業局の活動

- ア 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供を行う。
- イ 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等と調整し、情報提供を行う。

2 飲料水等の確保

(1) 町の活動

- ア 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- エ 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア 住民（家庭）における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
(うち3日分程度を非常持出用として準備)
 - (イ) 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
 - (イ) 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

(3) 県の活動

- ア 食料及び生活必需品等と同じく緊急援護物資備蓄の一環として、県は民間業者と協定を締結し、流通備蓄を行う。
- イ 住民及び町が実施する水の確保対策の啓発・指導を行う。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。
- (2) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を県内5箇所の保健所に分散備蓄するほか、救護班及び原子力医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携の上、流通在庫の調達に努める。

第9節 緊急輸送路の確保体制の整備

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点について把握するものとする。また、町は、県、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県及び県警察は、町、国及びその他の市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

1 町の活動

- (1) 町は、町内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (2) 町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保するよう努めるものとする。

2 県の活動

- (1) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るものとする。
- (2) 県は、国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

3 県警察の活動

- (1) 県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、社団法人愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施するものとする。
- (2) 県警察は、警察庁と協力し、P A Z及び予防避難エリアなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第10節 防災知識の普及

町は、県、国と協力し、防災対策の円滑な実施を確保するため、災害予防又は災害応急措置等、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

1 町の活動

(1) 町職員に対する教育

町職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するとともに、次の事項について教育を行い、原子力防災に関し職員の資質向上に努める。

ア 放射線及び放射性物質の特性

イ 原子力発電所施設の概要

ウ 原子力災害とその特性

エ 町地域防災計画（原子力災害対策編）と町の原子力防災対策に関する知識

オ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

カ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

キ 家庭及び地域における防災対策

ク その他必要な事項

なお、上記オ及びカについては、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

(2) 消防団員に対する教育

町は、原子力災害発生時に警戒誘導救助が円滑に実施できるよう、原子力防災に関する知識の普及・啓発や、団員の資質向上に努める。

(3) 教職員及び児童生徒に対する教育

町教育委員会は、学校長に対し、前記1に準じて教職員等（臨時職員等を含む。）への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）をもとに、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

なお、町は、原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、町の小中学校、保育所等の教職員等に対し、県が開催する原子力防災に関する研修会へ参加させ、原子力防災に関する理解の促進を図る。

(4) 医療従事者に対する教育

町は、原子力災害発生時において、医療活動が迅速かつ的確に実施されるよう、職員の資質

向上に努める。

(5) 住民に対する防災知識の普及

町は、原子力災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び教育機関等と協力し、原子力防災に関する知識とともに、住民自らが生命、身体又は財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア 一般啓発

(7) 啓発の内容

- a 原子力災害に関する一般的知識
- b 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- c モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- d 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- e 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関する知識
- f 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- g 指定避難所等、避難路、その他避難対策に関する知識
- h 非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- i 避難生活に関する知識
- j 要配慮者への支援に関する知識
- k 災害復旧時の生活確保に関する知識
- l 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- m 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

(イ) 啓発の方法

- a C A T V、町ホームページの活用
- b 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- c 映画、資料映像等の利用
- d 講演会、講習会の実施
- e 原子力防災訓練の実施

イ 社会教育を通じての啓発

町及び町教育委員会は、P T A、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(7) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

ウ 各種団体を通じての啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

エ 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

オ 人権意識の啓発

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

2 県の活動

県は、防災対策の円滑な実施を確保するため、学校教育、社会教育等を通じて、住民を対象に啓発活動を行う。

3 住民及び事業者の活動

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第11節 原子力防災訓練の実施

放射性物質等の大量放出によって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、町の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策及び伊方地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応を迅速かつ適切に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な原子力防災訓練を実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫するものとする。特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を地域原子力防災協議会において協議する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、町、県、原子力事業者等は、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に共同して参加するものとする。

1 原子力防災訓練の実施

(1) 原子力防災訓練の実施責務又は協力

町は、町の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策を迅速かつ適切に実施できる体制づくりと、住民に対する防災意識の啓発を図るため、県、国及び関係機関との連携の下、原子力防災訓練を実施する。

原子力防災訓練の実施に当たり、原子力事業者は、これに全面的に協力するものとする。

(2) 原子力防災訓練の実施項目

原子力防災訓練の実施項目は、基本的には次のとおりとすることとし、総合的に実施する訓練については、伊方地域原子力防災協議会において検討することとする。

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 緊急時モニタリング訓練
- ウ 災害広報訓練
- エ 災害対策本部訓練
- オ オフサイトセンター運営訓練
- カ 原子力災害医療活動訓練
- キ 自衛隊災害派遣要請訓練
- ク 住民避難・誘導訓練
- ケ 人命救助活動訓練
- コ その他緊急事態応急対策に必要な訓練

(3) 原子力防災訓練の実施方法

町は、原子力防災訓練を実施するに当たり、国の職員の派遣等実態に即したのものとするほ

か、最も効果ある方法で訓練を実施するものとする。

また、原子力防災訓練に住民を参加させるなど、住民の原子力防災に係る意識向上に努めるものとする。

(4) 原子力防災訓練実施後の評価等

町は、原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善等に活用するものとする。国が参加する総合的な防災訓練の際には、参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされている。

町は、県、原子力事業者等とともに、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

第12節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

昭和44年7月5日付空航第263号

運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

「航空法」(抄)

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第13節 広域応援体制の整備

町、県及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

1 全県的な防災相互応援体制の整備

町は、消防以外の分野について他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災相互応援協定を締結するよう努めるとともに、迅速な応援要求のための手順、受入体制の整備に努めるものとする。

2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、(以下「関係消防機関」という。)及びその他の消防機関による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備に努めるものとする。

3 他県等との広域応援体制

県は、平成13年1月31日付けで他の原子力発電所立地道府県等と締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」の適切な運用を図るとともに、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請への対応に向けて、他の都道府県等と応援協定の締結等を図り、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制を整備するものとする。

4 警察災害派遣隊の応援体制

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

5 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X
陸上自衛隊松山駐屯地	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

6 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制

国及び県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、原子力災害医療派遣チームの要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

第14節 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターの運航管理体制については、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」によるものとするが、原子力災害時における運用については、特に次のとおりとする。

また、町は、原子力災害に際し、緊急事態応急対策を迅速かつ確実に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプター運航に係る地上支援に必要な体制の整備を図る。

1 原子力災害時における活動の種類

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態応急対策要員の輸送
- (2) 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- (3) 被ばく者及び要治療者等の救急搬送
- (4) 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集活動並びにヘリコプターテレビ電送システムによる同情報の伝達
- (5) その他緊急事態応急対策に必要な活動

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

- (1) 町は、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には臨時離着陸場として使用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくものとする。
- (2) 県は、原子力災害時に備え、平常時から臨時離着陸場の調査を行っておくものとする。

3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携

原子力災害情報の収集・連絡及び救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

第15節 防災対策資料の整備

町、県、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、防災対策上必要な資料を整備するものとする。

1 防災対策資料の整備

(1) 社会環境に関する資料

- ア 周辺地域の地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- ウ 周辺地域の配慮すべき施設（保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- エ 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- オ ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地
- カ 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- キ 医療機関の状況
- ク 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）

(2) 放射能影響推定に関する資料

- ア 周辺地域の気象状況（風向、風速、大気安定度）
- イ 周辺地域の海象状況
- ウ 固定観測局等の配置図、空間放射線量率の予定測定地点図及び環境試料の予定採取地点図
- エ 線量推定計算に関する資料
- オ 平常時環境モニタリングデータの状況（統計値）
- カ 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- キ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ク 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け

(3) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力防災対策上必要な資料の整備に努めるものとする。

- (1) 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- (2) 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- (3) 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）

- (4) 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）
- (5) 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- (6) 避難計画（地区ごとの避難計画、避難所運用体制）
- (7) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リスト）

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 応急体制の整備

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、国、県、町及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。

1 町及び県の活動

町及び県は、町内で事故が発生した場合には、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

2 消防機関の活動

消防機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 原子力事業者等の活動

(1) 原子力事業者及び運搬者は、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

(2) 原子力事業者及び運搬者は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう体制の整備を図るものとする。

ア 国、県、海上保安部等への迅速な通報

イ 消火、延焼防止の措置

ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立入りを禁止する措置

エ モニタリングの実施

オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

(3) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国、県、海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

4 国の活動

国は、関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議（施設敷地緊急事態の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表、応急対策等の危険時の措置を、原子力事業者と協力して、国及び原子力事業者が主体的に対応するために必要な体制の整備を図る。

5 海上保安部の活動

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者及び運搬を委託された者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

6 県警察の活動

県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第17節 複合災害対応に係る体制整備

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制の整備を行うものとする。

1 複合災害に係る応急体制の整備

- (1) 町及び県は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域応援体制の整備に努めることとする。
- (3) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数整備しておくものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、複合災害時においても、国、県、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努めるものとする。

3 緊急時モニタリング体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時においても、緊急時モニタリングに支障がないよう、電源の強化、耐震性が確保された固定観測局等の整備に努めるものとする。

4 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、自然災害等による医師及び機器等の不足に備えて、広域応援体制の整備や搬送路、搬送手段の被災に備えた搬送体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

5 避難・退避実施体制の整備

(1) 避難誘導計画の整備

町は、避難誘導計画の作成に当たり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成するものとする。また、必要に応じて、県に作成の支援を求めるものとする。

(2) 指定避難所等の確保及び設置運営

ア 町は、県と協力し、複合災害時の指定避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図るものとする。

イ 町は、広域的な避難に備え、県やその他の市町等に対し、避難の受入体制や指定避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図るものとする。

6 原子力防災に関する知識の普及啓発

町は、県と協力し、複合災害時における住民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

7 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難等の対応がとれるよう、防災関係機関と必要な体制整備に努めるものとする。

8 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と協力し、複合災害時においても、周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努めるものとする。

9 避難経路となる道路等の整備

(1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送道路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難経路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及箇所から順次、補強対策を実施する。

(2) 港湾・漁港管理者は、防災拠点となる港湾・漁港について、補強対策等を実施する。

第3章 緊急事態応急対策

災害の拡大を防止し又は軽減するため、町、県、国、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害又は複合災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制の下、緊急事態応急対策に万全を期するものとする。

第1節 応急措置の概要

原子力災害時において、町、県、関係機関及び原子力事業者が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

1 町のとるべき措置

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 指定避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配布
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 原子力災害医療措置の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配布
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) 相談窓口の設置
- (16) その他必要な応急対策の実施

2 住民のとるべき措置

町災害対策本部長の指示による避難行動等の実施

3 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の通報受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議

- (5) 重点市町、その他の市町、関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 伊方町を含む重点市町に対する屋内退避、避難等の指示の伝達等
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町への避難者受入要請
- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務関係者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達、輸送
- (19) 原子力災害医療措置の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配布指示の伝達等
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる緊急事態応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、町の要請に基づく救援の実施
- (4) 県、町と一体となった緊急事態応急対策の実施
- (5) その他必要な応急対策の実施

5 原子力事業者のとりべき措置

- (1) 災害情報の国、県、町及び関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 原子力災害医療措置の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) その他、県、町及び関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

第2節 町災害対策本部の設置

1 町災害対策本部の設置等の基準

町長は、原子力発電所にかかる防災対策については、次の判断基準に基づき、県と連携し、災害対策本部設置の準備や設置を行う。

町災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置等	町の主な対応
Aレベル	(1) 警戒事態が発生したとき（別表1） (2) その他町長が必要と判断するとき	災害対策本部の設置	①原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地警戒本部との連携 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤立入調査の実施 ⑥発電所周辺環境調査の実施 ⑦防災関係機関への連絡 ⑧緊急時モニタリングの準備 ⑨その他必要な緊急事態応急対策
Bレベル	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき（別表2） (2) その他町長が必要と判断するとき	災害対策本部の設置	①国の現地事故対策連絡会議への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥原子力災害医療措置の実施 ※ ⑦その他必要な緊急事態応急対策
Cレベル	(1) 全面緊急事態が発生したとき（別表3） (2) その他町長が必要と判断するとき	災害対策本部の設置	①原子力災害合同対策協議会への参画 ②災害対策本部会議の開催 ③県との対策協議 ④住民広報の実施 ⑤緊急時モニタリングの実施 ⑥原子力災害医療活動の実施 ⑦避難の指示 ⑧その他必要な緊急事態応急対策

※ Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長が必要と認めた場合、県災害医療対策部を設置し、原子力災害医療を実施するものとする。

別表1 警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1	敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 【1、2、3号機】 (1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーション又はモニタリングポストの空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたとき。 (2) 愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が0.15μSv/hを超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。
2	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。
3	原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。
4	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 【3号機】 非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
6	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。
7	使用済燃料貯蔵層の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵層が一定の水位まで低下したとき。
8	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 【3号機】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
9	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
10	所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
11	重要区域※での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。
12	外的事象 (自然災害) の発生 (1) 大地震の発生 【1、2、3号機】 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報の発表 【1、2、3号機】 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。 (3) その他 【3号機】 当該原子力施設において、新規規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき。
13	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 【1、2、3号機】 (1) オンサイト統括が警戒事象と認める事象 オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。 (2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知したとき。

注. 各項目中の () 内に記載している番号 (AL01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL NO.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
1	敷地境界付近等の放射線量率の上昇 (SE01) 【1、2、3号機】 放射線測定設備 (No. 1～4 モニタリングポスト) 又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1又は2地点以上において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。 (2) 1又は2地点以上において、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。 又は、愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーション若しくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。
2	通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 【1、2、3号機】 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下「通報事象等規則 (原子炉施設)」という。) 第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒
3	通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 【1、2、3号機】 放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。
4	火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出 (SE04) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。
5	火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。
6	原子炉外での臨界事故のおそれ (SE06) 【1、2、3号機】 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生のおそれが高くなったとき。
7	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 (SE21) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉への高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。
8	蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。
9	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 (3号機) (SE25) 【3号機】 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。
10	直流電源の部分喪失 (SE27) 【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。
11	停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。
12	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (3号機) (SE30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
13 格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	【3号機】
14 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ (SE42) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	【3号機】
15 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	【3号機】
16 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	【3号機】
17 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (SE52) 原子力事業所内の通信のための設備、又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	【3号機】
18 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	【3号機】
19 防護装置の準備および一部実施が必要な事象発生 (SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等、放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	【1、2、3号機】

注. 各項目中の () 内に記載している番号 (SE01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL NO. である。

別表3 全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL	
1	<p>敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01) 【1、2、3号機】</p> <p>放射線測定設備 (No. 1～4 モニタリングポスト) 又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1又は2地点以上において、5 μ Sv/h以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1又は2地点以上において、1 μ Sv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μ Sv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μ Sv/h以上となったとき。</p> <p>又は、愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーション若しくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>
2	<p>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>
3	<p>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
4	<p>火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (GE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、5 mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
5	<p>火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準500 μ Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
6	<p>原子炉外での臨界事故 (GE06) 【1、2、3号機】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) になったとき。</p>
7	<p>全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) 【3号機】</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができなとき、又は停止したことを確認することができなとき。</p>
8	<p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE21) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。</p>
9	<p>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE24) 【3号機】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>
10	<p>非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 (GE25) 【3号機】</p> <p>全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p>
11	<p>全直流電源の5分間以上喪失 (GE27) 【3号機】</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。</p>
12	<p>炉心損傷の検出 (GE28) 【3号機】</p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	
13 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29) 蒸気発生機の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	【3号機】
14 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (3号機) (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	【3号機】
15 格納容器圧力の異常上昇 (GE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が、当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	【3号機】
16 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (GE42) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	【3号機】
17 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (GE51) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。	【3号機】
18 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。	【1、2、3号機】

注. 各項目中の () 内に記載している番号 (GE01等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL NO.である。

2 原子力災害発生時の配備体制及び動員計画

(1) 配備体制

町は、原子力災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

原子力災害時における職員の配備体制

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
災害対策本部	Aレベル (警戒事態)	情報収集・連絡体制の構築、緊急時モニタリングの準備、要配慮者の避難準備、警戒広報の実施、避難経路所・一時集結所の開設準備、安定ヨウ素剤緊急配布準備、その他必要な災害応急対策を実施する体制	左記の災害応急対策業務に必要な人員 ※災害応急業務の必要にあわせて、順次、配備人員を拡大
	Bレベル (施設敷地緊急事態)	緊急時モニタリングの実施、要配慮者の避難、避難経路所、一時集結所の開設、住民広報等の強化、一般住民の避難準備、要配慮者安定ヨウ素剤緊急配布、その他必要な災害応急対策を実施する体制	全職員
	Cレベル (全面緊急事態)	一般住民避難、安定ヨウ素剤緊急配布、避難経路の確保、退城時検査所設置等、その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制	全職員

(2) 職員等の動員計画、動員系統

ア 町長は、配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い、職員を動員するものとする。

イ 関係職員は、勤務時間外において携帯電話等により登庁の連絡を受けた場合、直ちに登庁

し、配備体制につくものとする。また、テレビ、ラジオ等により災害の発生を覚知した場合においても、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合に、直ちに登庁するものとする。

ウ 総務課は、必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼するものとする。

(3) 勤務時間外における総務課職員の動員

ア 伊方発電所から災害通報を当直者が受信

イ 当直者は、直ちに総務課職員に連絡

連絡先 : 原子力政策係長 (不在時の場合、総務課長補佐、危機管理監、総務課長の順)

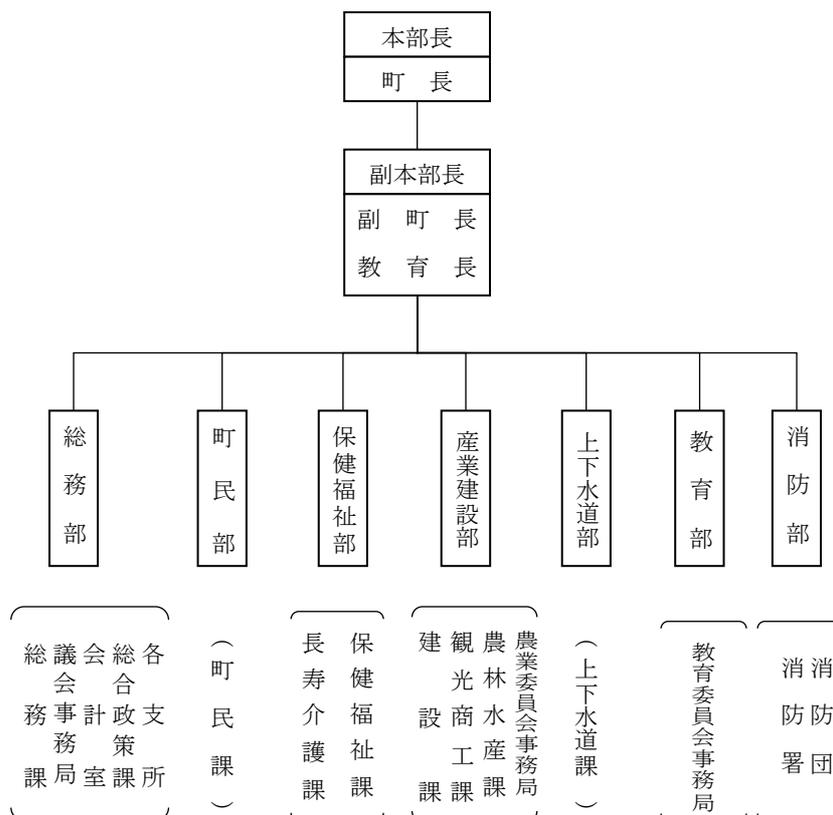
連絡方法 : 電話

ウ 総務課職員は、携帯電話を常時携帯しておく。

連絡を受けた職員は、動員計画に基づき、他の総務課職員に連絡を行うとともに、直ちに参集する。

オ 参集した職員は、速やかに各関係機関への連絡、情報収集等を行う。

伊方町災害対策本部組織



災害対策本部の業務

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
総 務 部 (総務課) (議会事務局) (会計室) (総合政策課) (各支所)	総務課長 (会計管理者)	総務班 (危機管理係、総務管理係、財政管理係、会計室、各支所) 広報通信班 (危機管理係) 輸送班 (まちづくり・DX政策係、広報秘書係) 情報連絡班 (総務管理係、人権対策係) 調査班 (原子力政策係)	総務課・各支所 (1) 本部の庶務に関すること (2) 各部の総合連絡に関すること (3) 災害対策本部の設置、運営及び解散に関すること (4) 災害応急対策の立案、総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (6) 被害調査の取りまとめ及び県への災害報告に関すること (7) 職員の動員及び非常招集に関すること (8) 罹災証明書の発行に関すること (9) 備蓄品に関すること (10) 気象情報の収集及び伝達に関すること (11) 住民への情報伝達及び広報に関すること (12) 防災行政無線の運用等に関すること (13) 八西CATVとの連絡に関すること (14) 庁用車両の維持管理及び自動車の借上げに関すること (15) 避難準備情報及び避難情報発令に関すること (16) 本部長の指示、命令を各部に伝達すること (17) 県、他市町及び関係各機関等への連絡調整並びに応援要請に関すること (18) 災害救助法の適用申請に関すること (19) 所管の指定避難所の開設・運営に関すること (20) その他、他部の所管に属さないこと 議会事務局 (1) 議会との連絡調整に関すること 会計室 (1) 災害対策用物品の出納に関すること 総合政策課 (1) 地区の被害情報の収集に関すること (2) 被害写真・記録資料に関すること (3) 災害対策の予算措置に関すること (4) 他の部の応援に関すること (5) 報道機関に対する情報提供等に関すること (6) 復興計画に関すること
			<原子力> 総務班 (1) 退避・避難指示又は解除に関すること (2) 愛媛県ドローンオペレーションの運用に関すること (3) 退域時の検査所設置に関すること (4) 行政移転の準備に関すること (5) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関すること (6) その他、他部の所管に属さないもの 広報通信班 (1) 住民広報に関すること 輸送班 (1) 住民の町内及び広域避難輸送の調整に関するこ

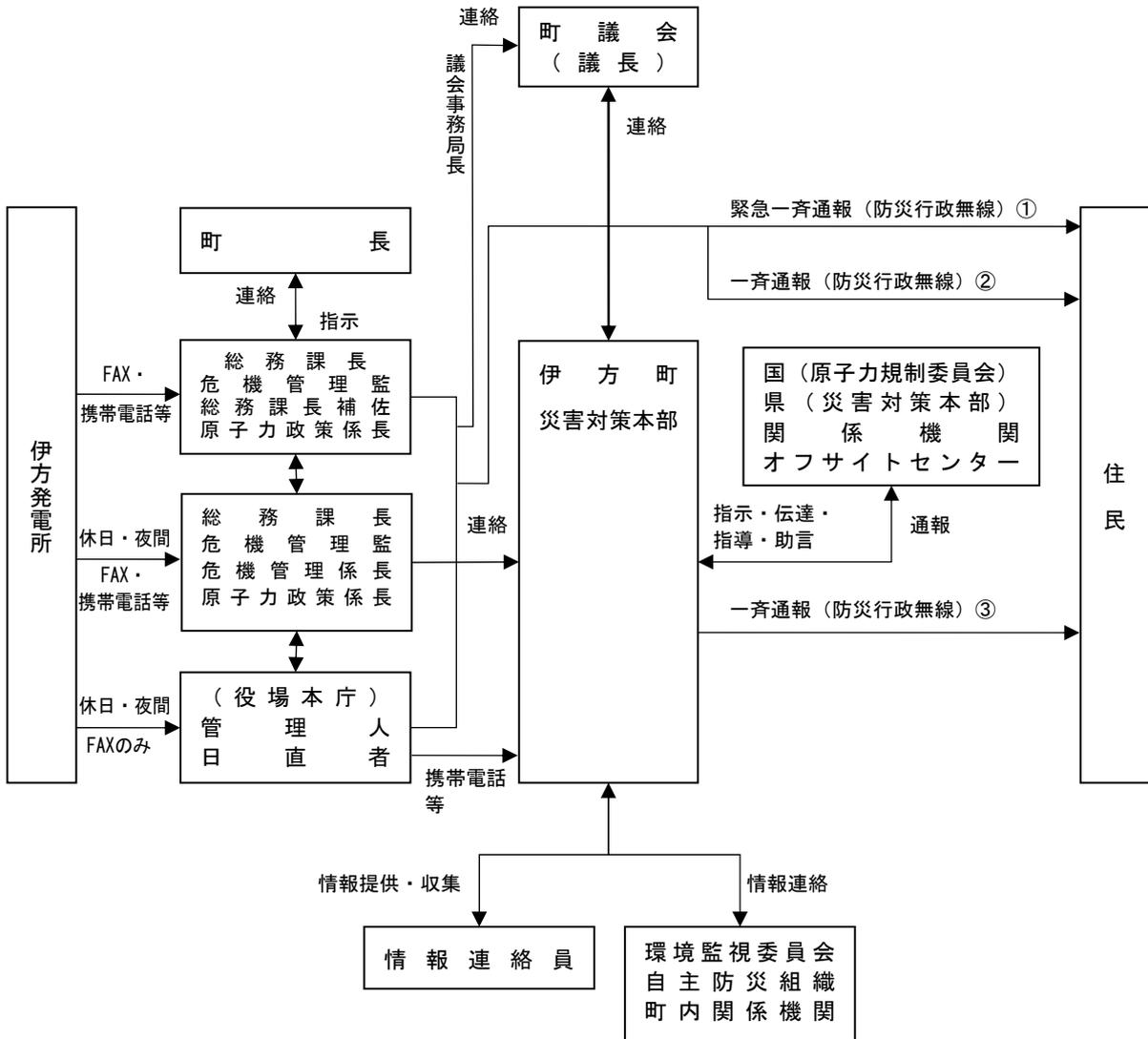
部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務 と
			(2) 食糧、緊急物資、資機材等の輸送に関すること 情報連絡班 (1) 臨時FM局の運営に関すること (2) 緊急メールの配信に関すること 調査班 (1) 原子力事業者との連絡調整に関すること (2) 原因調査並びに措置に関すること (3) 放射性物質による汚染状況等に関すること (4) モニタリング調査の実施協力に関すること *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
町 民 部 (町民課)	町民課長 (課長補佐)	町民班 (住民生活係・環境 政策係・税務係) 医療救護班 (医療対策係)	税務係・住民生活係 (1) 人的被害及び住家被害の調査に関すること (2) 被害不明地域への被害調査班の派遣に関する こと (3) 物資の一時集積場所における物資の仕分けに 関すること (4) 食料及び生活必需品の配給に関すること (5) 災害に伴う町税の減免等の措置に関すること 環境政策係 (1) 死体の処理及び埋火葬に関すること (2) ごみの収集処理及びし尿処理に関すること (3) 産業廃棄物の処理に関すること (4) 環境衛生関係施設の被害調査及び応急対策に 関すること 医療対策係 (1) 防疫に関すること (2) 医療、助産等に関すること (3) 救護班編成に関すること (4) 救護所の開設に関すること (5) 救護用医薬品及び衛生材料の確保対策に 関すること
			<原子力> 町民班 (1) 被災地住民登録に関すること (2) 防疫に関すること 医療救護班 (1) 所管の放射線防護施設の開設・運営に 関すること (2) 被災者の医療措置に関すること (3) 医療機関との連絡調整に関すること (4) 医薬品、衛生資機材に関すること (5) 安定ヨウ素剤配布に関すること *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
保健福祉部 (保健福祉課) (長寿介護課)	保健福祉課 長 (長寿介護 課長)	広域避難支援班 (中央保健セン ター、長寿介護係、 地域福祉係) 福祉班 (こども・子育て政 策係、地域包括支援 センター)	中央保健センター (1) 避難住民の健康管理、相談業務等に関する事 務 (2) 防疫に関する事 務 地域福祉係 (1) 社会福祉施設の被害情報の収集及び応急復旧に 関する事 務 (2) 日赤県支部、社会福祉協議会及び社会福祉協会 との連絡調整に関する事 務 (3) 救援物資の受入れに関する事 務 (4) ボランティア活動支援に関する事 務 長寿介護係・地域包括支援センター (1) 高齢者及び障害者の被災状況の把握に関する 事 務 (2) 福祉避難所の運営支援に関する事 務 こども・子育て政策係 (1) 保育所対応に関する事 務
			<原子力> 広域避難支援班 (1) 一時集結所施設の設営運営に関する事 務 (2) 避難経路所、広域避難所の設営運営に関する 事 務 (3) 避難住民の把握及び登録に関する事 務 福祉班 (1) 保育園児の避難に関する事 務 (2) 所管の放射線防護施設の運営支援に関する事 務 (3) 災害時要配慮者の避難に関する事 務 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
産業建設部 (建設課) (観光商工課) (農林水産課) (農業委員会事 務局)	建設課長 (観光商工 課長)	産業班 (農業等支援係、水 産業支援係、農業委 員会事務局) 誘導班 (観光商工係、施設 整備係) 運輸通信班 (地域整備係、建設 管理係)	建設課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関 する 事 務 (2) 道路、橋梁、河川、海岸、急傾斜地等危険箇 所の被災調査及び応急復旧に関する事 務 (3) 土木応急復旧用資材の確保に関する事 務 (4) 道路及び交通の確保に関する事 務 (5) 土木・建築技術者及び従事者の確保に関する 事 務 (6) 道路啓開に関する事 務 (7) 応急仮設住宅の建設に関する事 務 (8) 住宅の応急修理等に関する事 務 観光商工課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関 する 事 務 (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 務 (3) 観光客の安全確保に関する事 務 農林水産課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関 する 事 務 (2) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 務

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
			(3) 食料及び生活必需品の調達に関する事 (4) 家畜伝染病予防対策に関する事 (5) 農林畜水産関係の補助融資に関する事 (6) 農業用肥料、飼料農薬の確保に関する事 (7) 治山、治水応急対策に関する事 <原子力> 産業班 (1) 農産物の採取、出荷の規制並びに流通対策に関する事 誘導班 (1) 輸送車両の誘導（避難経路所、一時集結所等）に関する事 (2) 車両の駐停車場（避難経路所、一時集結所等）の確保に関する事 (3) 住民の町内及び広域避難輸送に関する事 輸通信班 (1) ヘリコプター離着陸場、港湾等の確保に関する事 (2) 緊急輸送（空、海）体制に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
上下水道部 (上下水道課)	上下水道課長 (課長補佐)	水道班 (上水道係・下水道係)	上下水道課 (1) 飲料水の確保に関する事 (2) 配給水管の被害調査及び応急復旧に関する事 (3) 上下水道の衛生維持に関する事 <原子力> 水道班 (1) 飲料水の供給及び規制に関する事 (2) 検査用飲料水の採取に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
教育部 (教育委員会事務局)	教育委員会事務局長 (局長補佐)	教育班 (教育委員会事務局)	教育委員会事務局 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 被災児童生徒の救護及び避難誘導、支援に関する事 (3) 応急教育に関する事 (4) 学用品及び教科書の調達・配分に関する事 (5) 所管の指定避難所の開設・運営に関する事 (6) 学校給食の確保に関する事 (7) 文化財の被害調査に関する事 (8) 炊き出し等による、被災者への飲食物供給に関する事 <原子力> 教育班 (1) 児童・生徒の避難に関する事 (2) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関する事 *状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分 掌 事 務
			<原子力>以下は原子力災害対策事務
消 防 部 (八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団本部)	消防長 消防団長	伊方分署・三崎分署 警備班 (団本部) 誘導班 (各分団)	八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 被害状況等の情報の収集と伝達に関すること (2) 消火活動、水防活動及び救助活動に関すること (3) 地域住民等への避難指示等の伝達に関すること (4) 火災予防の広報に関すること 消防団本部 (1) 各分団との連絡調整、確認に関すること (2) 火災、水災の予防、警戒及び防御に関すること (3) 被災箇所の初期応急復旧活動に関すること (4) 被災者の救助、避難者の誘導に関すること (5) 行方不明者、死体の捜索・収容に関すること (6) 危険箇所の警戒巡視に関すること (7) 地域住民への避難指示等の伝達に関すること (8) 被災状況等の把握及び報告に関すること (9) 対策情報の伝達、連絡等に関すること
			<原子力> 八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 退避及び避難等の誘導指示に関すること (2) 住民の避難輸送に関すること (3) 防災関係機関との連携、連絡、調整に関すること と 警備班(団本部) (1) 退域及び避難等の誘導指示に関すること (2) 防災関係機関との連絡・調整に関すること 誘導班(各分団) (1) 退域、避難等の誘導及び確認に関すること

異常発生時における連絡通報系統図



(注) 休日、夜間の連絡経路

(1) 発電所から原子力政策係長及び総務課長補佐へのFAX送信は自宅

第3節 各機関の活動体制

原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、町、国、県、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

1 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制をとものとする。

(2) 国の活動体制

ア 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会と内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

イ 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点市町に対して情報提供を行うものとする。

(3) 県の活動体制

ア 県災害警戒本部の設置

防災安全統括部長は、警戒事象の発生などAレベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、地方警戒本部・支部を、中予地方局、南予地方局・八幡浜支局に設置する。また、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議するものとする。

イ 関係課長会議の開催

防災危機管理課長は、Aレベルに至った場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

ウ 現地関係課長会議の開催

南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、現地災害警戒本部を設置した場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに八幡浜支局において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

エ オフサイトセンターの設営準備への協力

県（西予土木事務所等）は、Aレベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

オ 愛媛県モニタリング本部の設置

県は、警戒事態に至った際には、速やかに愛媛県モニタリング本部を原子力センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

(4) 町の活動体制

町は、警戒事象の通報がなされた場合、速やかに災害対策本部を設置し、職員の非常参集を行い、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備するとともに、オフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。また、町は、愛媛県モニタリング本部への職員の派遣を実施する。

2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

ア 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、速やかに、要員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等、必要な体制をとるものとする。

イ 原子力事業者は、県の災害対策本部等に要員を派遣するなどにより、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。

エ 原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせるものとする。

さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

(2) 国の活動体制

ア 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）の対応

原子力防災専門官は、施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県、重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。

また、上席放射線防災専門官（伊方担当）は、施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行う。

イ 関係省庁事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事象発生の通報がなされた場合、国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

ウ 現地事故対策連絡会議の開催

国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

エ 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター

等に緊急時モニタリングセンターを設置し、必要に応じた要員数等の調整を開始するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

(3) 県の活動体制

ア 災害対策本部の設置

施設敷地緊急事象の発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、災害対策本部を設置し、国に連絡するものとする。

イ 災害対策本部会議の開催

災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

Bレベルに至った場合、災害対策本部長が、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めたときは、現地災害対策本部を、オフサイトセンター（状況により代替オフサイトセンター等）に設置する。

現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

エ 現地災害対策本部の応援体制

中予地方局及び南予地方局（八幡浜支局を含む。）は、現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

オ 東予地方局の応援体制

東予地方局（今治支局を含む。）は、災害対策本部統括司令部の指示に従い、本部並びに現地災害対策本部の応援にあたるものとする。

カ 国との連携

原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。

また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡調整を行うものとする。

キ 原子力事業者等に対する応援要請

必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた原子力事業者、原子力発電所立地道府県は、速やかに応援体制を整えるものとする。

ク 緊急時モニタリングセンターへの参画

愛媛県モニタリング本部は、緊急時モニタリングセンター設置時に緊急時モニタリングセンターに再編されるものとし、緊急時モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 町の活動体制

町長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、全職員を招集し、警戒体制又は応急対策等の実施に必要な体制をとるものとする。また、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員をオフサイトセンターに派遣するほか、緊急時モニタリングセンターの構成員として、職員の派遣を実施する。

(5) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、必要な応急対策を実施するため、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等、必要な体制をとるものとする。

3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制

(1) 原子力事業者の活動体制

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

(2) 国の活動体制

ア 原子力災害対策本部の設置

国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置

国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする原子力現地対策本部を設置する。

(3) 原子力災害合同対策協議会の設置

ア 国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」により運営されるものとする。

ウ 全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

エ 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておくものとする。

オ 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努める。

カ 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

(4) オフサイトセンターにおける機能グループ活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害

対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととする。

なお、機能グループの役割については以下のとおりとし、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

オフサイトセンターにおける機能グループの役割

班	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの運営・管理 ・協議会の運営 ・機能班間連絡・調整 ・原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）チーム総括班、県、重点市町本部等との連絡調整
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの問合せ等への対応 ・ERCチーム広報班、県、市町本部等への情報共有 ・報道機関への対応 等
プラントチーム	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント状況に関する情報提供 ・事故情報の把握及び進展予測 等
放射線班	緊急時モニタリング結果の 収集・整理、飲食物の出荷 制限・摂取制限に係る調整 及び放射性物質汚染対策に 係る調整	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング結果等の合同対策協議会資料の作成 ・除染等に関する企画立案 等
医療班	被災者の医療活動の把握・ 調整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査、簡易除染、原子力災害医療に係る情報収集 ・ERCチーム医療班等との連絡・調整 等
住民安全班	住民防護対応及び社会秩序 の維持等、住民の安全確保 に係る活動の状況把握と調 整	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示、区域設定・管理に係る調整 ・住民避難状況に係る情報収集 ・輸送に係る調整 等
実動対処班	実動組織との連絡調整 輸送及び物資調達の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・実動省庁又は官邸チーム実動対処班及びERCチーム実動対処班等との連絡・調整 等
運営支援班	原災現地本部における後方 支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者の食料等の確保 ・オフサイトセンターの環境整備 ・各種通信回線の確保 等

(5) 県の活動体制

ア 災害対策本部の体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

ただし、機能班が活動を開始した場合、それ以前に県現地災害対策本部等が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情

報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(6) 町の活動体制

ア 災害対策本部の体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、町長は、国・県と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町は、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の組織とともに設置される機能チームに「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

オフサイトセンターに派遣する職員の担当区分

班名	機能	担当部署
総括班	総合調整	総務部
広報班	住民への広報 報道機関対応	町民部
プラント班	事故状況把握 進展予測	
放射線班	放射線影響評価・予測	
医療班	被災者の医療活動の把握・調整	保健福祉部
住民安全班	被災者の援助及び社会秩序の維持活動 の把握・調整	産業建設部
実動対処班	省庁、官邸との連絡調整	
運営支援班	オフサイトセンターの管理	教育部

このほか、オフサイトセンター及び現地災害対策本部に以下の職員を派遣し、必要な役割に従事させるものとする。

オフサイトセンター、現地災害対策本部に派遣する職員の役割

担当	担当部署	役割
現地災害対策本部要員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部で必要な地域情報の提供 ・ 状況の把握、機能班への伝達 ・ 町災害対策本部との連携、情報伝達
連絡員	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町災害対策本部、オフサイトセンター機能班、現地災害対策本部との連絡

第4節 情報活動

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

1 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

(1) 警戒事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下「関係警察署」という。）、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。

さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

イ 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、原子力事業者はその結果を県等に連絡するものとする。ただし、降水による自然放射線の上昇及び落雷の影響による場合を除く。

ウ 原子力事業者から通報を受けた県は、直ちに内閣府、原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部、自衛隊、警察本部、重点市町及び原子力防災専門官等に連絡し、通報連絡内容を相互確認する。

エ 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。

また、国（内閣府）は、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するほか、その他の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県は、事故の影響が発電所周辺に及び又は及ぶおそれがあると判断した場合には、その他の市町及び関係機関等に通報連絡することとする。

(2) 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。

イ 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

ウ 町は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じて、八幡浜警察署、松山・宇和島海上保安部、八幡浜地区施設事務組合消防本部に対し、通報連絡をするものとする。

エ 県や重点市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委

員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。

- (ア) 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- (イ) 避難ルート、避難先の概要
- (ウ) 移動手段の確保見込み
- (エ) その他必要な事項

2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。

イ 県は、原子力防災管理者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）に連絡するものとする。ただし、落雷の影響による場合を除く。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況を確認するよう指示し、その結果を国（原子力規制委員会）、県、重点市町に連絡するものとする。

ウ 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直に行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について県、県警察本部、重点市町に連絡するとともに公衆に周知する。

エ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び伊方町に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難時の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、伊方町以外の重点市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他の市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

オ 原子力運転検査官は、施設敷地緊急事象発生後、直ちに現場の状況等を確認して、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また原子力防災専門官は、収集した情報を整理して国、県、重点市町に連絡する。

カ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、重点市町、その他の市町及び関係機関に連絡するものとする。

キ 町は、県、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の

状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

イ 国（内閣府）は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、重点市町、現地事故対策連絡会議等との間において、連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県及び重点市町等との間において、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。

ウ 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国（原子力規制委員会）から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

エ 重点市町、県、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

オ 施設敷地緊急事態における防護措置実施の要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と県や重点市町等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

カ 県や重点市町等が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の事項について、指示内容の判断のために県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。

- (ア) P A Z 及び予防避難エリア内の避難者の数及び避難の方針
- (イ) U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- (ウ) 避難ルート、避難先の概要
- (エ) 移動手段の確保見込み
- (オ) その他必要な事項

3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡

(1) 全面緊急事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（伊方担当）等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会、県及び重点市町からのものに限るものとする。

イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び県及び重点市町に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を県及び重点市町に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供するものとする。

(2) 緊急事態宣言発出情報の連絡

内閣総理大臣は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示など

の緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

ア 国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

イ P A Z 及び予防避難エリア内における避難及び屋内退避並びに U P Z 内における屋内退避の防護措置実施の指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

ウ 放射性物質等が放出され、県や重点市町等が、U P Z 内において避難及び一時移転を実施するに当たり、原子力災害合同対策協議会等は、次の事項について、指示内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。

- (ア) U P Z 内の避難及び一時移転の対象区域・対象者の数並びに避難及び一時移転の方針
- (イ) 避難ルート、避難先の概要
- (ウ) 移動手段の確保見込み
- (エ) その他必要な事項

また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

エ 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

オ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等との間の連絡調整等を引き続き行う。

第5節 通信連絡

原子力災害が発生し又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関、原子力事業者の相互間の通信連絡系統は次の系統図によるものとする。

(2) 通信連絡手段

ア 専用通信設備・専用通信回線の使用

災害情報の伝達、報告等原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話の輻輳を考慮し、専用通信設備・専用通信回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・専用通信回線を優先して使用するものとする。

イ 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図るものとする。

ウ 公衆通信設備の優先利用

災害対策関係機関は、原子力災害時において一般加入電話の輻輳を考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図るものとする。

2 原子力災害時における住民等への指示の伝達等

(1) 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示の伝達等の系統は、次の指示の伝達等系統図によるものとする。

指示に当たっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

(2) 住民等への指示の伝達等の手段

各機関は、緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対し指示の伝達等が必要な場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。

ア 町

- (ア) 防災行政無線（同報系）
- (イ) 広報車
- (ウ) 町ホームページ
- (エ) 拡声器
- (オ) 緊急速報メールサービス
- (カ) C A T V
- (キ) 臨時災害放送
- (ク) その他

イ 県

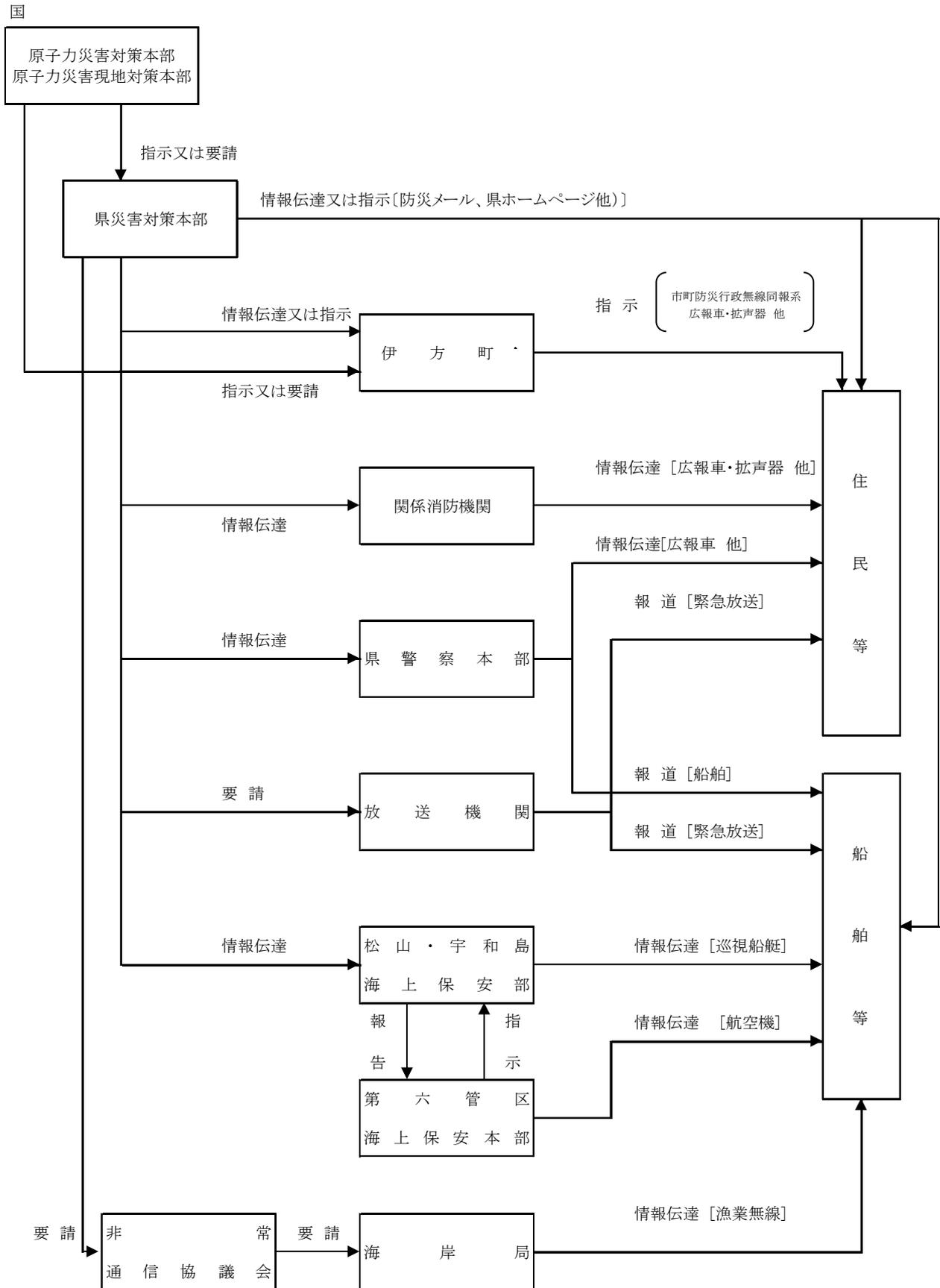
- (ア) 広報車
- (イ) ラジオ、テレビ、C A T V、ホームページ、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、スマートフォン向けアプリ
- (ウ) その他

ウ 県警察

- (ア) 広報車

- (イ) その他
- エ 関係消防機関
 - (ア) 広報車
 - (イ) 拡声器
 - (ウ) その他
- オ 原子力事業者
 - (ア) 広報車
 - (イ) その他
- (3) 船舶等への指示の伝達等の手段
 - 各機関は、災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示するものとする。
 - ア 県
 - (ア) 船舶
 - (イ) 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常通信協議会経由）
 - (ウ) その他
 - イ 県警察
 - (ア) 船舶
 - (イ) その他
 - ウ 第六管区海上保安本部
 - (ア) 巡視船艇、航空機
 - (イ) その他

原子力災害時における住民等に対する指示等伝達系統図



第6節 広報・広聴活動

町、県、国、関係機関及び原子力事業者等は、相互の連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として原子力災害合同対策協議会又は県災害対策本部の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等からの問合せ、要望、意見等に、適切に対応するものとする。

1 町の活動

(1) 広報事項

町は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携して、住民生活に密接に関係ある事項について、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなどの確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示
- カ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- キ 医療救護所の開設状況
- ク 被災者等の安否情報
- ケ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- コ 自主防災組織に対する活動実施要請
- サ その他必要な事項

(2) 広報実施方法

町は、保有する広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

- ア 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関を通しての広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 指定避難所への広報班の派遣
- カ 自主防災組織を通じての連絡
- キ 総合案内所、相談所の開設
- ク 緊急速報メールサービス

ケ 町ホームページへの掲載

(3) 報道機関等への広報要請

町は、報道機関等への協力が必要と判断した場合、県を通じて広報要請を行う。

2 住民等が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、スマートフォン向けアプリ、コミュニティFM、県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

(2) 防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、ヘリコプター、船舶

主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(3) 自主防災組織を通じての連絡

主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

3 広聴活動

町は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

また、事故の状況に応じ、県職員の派遣要請を行い、民生の安定に努めるものとする。

さらに、町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、他市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

4 県の活動

(1) 広報事項

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施する。

ア 災害対策本部の設置

イ 事故・災害・モニタリング等の概況

ウ 緊急事態応急対策の実施状況

エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項

オ 流言飛語防止等の住民等への呼びかけ

カ 自主防災組織に対する活動実施要請

キ 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信

ク その他必要な事項

(2) 広報実施方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法による。なお、その際、民心の安定や、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、地元CATV、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。

なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じ記者発表を行うなど、積極的な広報に努める。

イ 一般広報

- (ア) 広報紙（臨時を含む。）等による広報
- (イ) 県提供のテレビ等の広報番組を活用した広報
- (ウ) 広報車、ヘリコプター、船舶による広報
- (エ) 市町等の広報体制を活用した広報
- (オ) 相談窓口等の設置
- (カ) 県のホームページ等を活用した広報

ウ その他適当な方法

その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

(3) 重点市町からの広報要請の処理

県は、重点市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。

(4) 放送機関との連携

県は、災害に関する情報及び住民がとるべき措置等についての指示等のため緊急を要する場合で特に必要と認めるときは、あらかじめ放送機関との間で締結している災害時における放送要請に関する協定に基づき、緊急放送を要請するものとする。

5 関係機関の活動

(1) 広報事項

県警察及び関係機関は、住民等に対し、住民生活に密接に関係ある事項についての的確かつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 事故・災害等の概況
- ウ 緊急事態応急対策の実施状況
- エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- オ 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示
- カ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

(2) 広報実施方法

県警察及び関係機関は、あらゆる広報媒体（広報車、船舶等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

6 原子力事業者の活動

(1) 広報事項

原子力事業者は、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会から指示があった場合において、県等が実施する緊急事態応急対策等についての確かかつ分かりやすい情報を中心に迅速な広報を実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の設置

イ 事故・災害等の概況

ウ 緊急事態応急対策の実施状況

エ 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項

オ 避難・退避等の指示、指定緊急避難場所・指定避難所の指示

カ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

(2) 広報実施方法

原子力事業者は、広報車等を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

第7節 緊急時モニタリング等の実施

1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

(1) 町の活動

町は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び又は及ぶおそれのある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括の下、県等が実施する緊急時モニタリング等に対し、現地モニタリング班に要員を派遣し、現地において実施する緊急時モニタリングに参画するものとする。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

(2) 県の活動

ア 緊急時モニタリングセンターの設置

県は、警戒事態に至った場合には、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、上席放射線防災専門官（伊方担当）及びオフサイトセンターに参集している要員と協力して、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行い、通信機器等の稼働状況やあらかじめ準備した物資の確認等、緊急時モニタリングセンター構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。

施設敷地緊急事態に至った場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するものとする。また、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長が不在の場合は、上席放射線防災専門官（伊方担当）、原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員の順で代行するものとする。

イ 緊急時モニタリング等の実施

県は、警戒事態においては、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

施設敷地緊急事態以降においては、国の指揮の下、緊急時モニタリングセンターの構成要員として緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間はあらかじめ国が定めた初動対応に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施するものとする。

2 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施することとする。具体的な実施方法については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

3 モニタリング結果等の共有

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に集約し、必要な評価を実施し、O I Lによる防護措置の判断等のために活用するとともに、その結果を、県、関係機関等に報告し、ホームページ等で公表するものとする。

県は、国が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

第8節 住民避難等の実施

町は、県、その他の市町及び関係機関との連携を密にして、住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。なお、感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

1 防護対策の決定

(1) 防護対策及び防護対策区域の決定

ア 県災害対策本部長は、内閣総理大臣がP A Z及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、P A Z及び予防避難エリア内の避難を行うこととし、伊方町に対し、避難指示の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。

イ 県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容から、次表のO I L値を超えたと認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定するものとする。

防護対策区域の決定に当たっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとする。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(2) 警戒区域の設定

町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策

本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入制限の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、県警察等との綿密な調整を行うものとする。

2 避難等の指示

(1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画（伊方町避難行動計画）に基づいて住民等に避難措置の指示を行うものとする。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させるものとする。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- エ 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- キ その他必要な事項

(2) 国のとるべき措置

ア 警戒事態

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z及び予防避難エリア内の重点市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するものとする。

イ 施設敷地緊急事態

(ア) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、P A Z及び予防避難エリア内の重点市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。

(イ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、U P Z内の重点市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体（P A Z外であり、かつU P Z外である区域を管轄する地方公共団体）に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

ウ 全面緊急事態

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

(3) 県のとるべき措置

ア 県（災害対策本部が設置されている場合は、県災害対策本部長）は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）の準備を行うものとする。

イ 県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z及び予防避難エリア内における予防的防護措置（避難等）の準備を行うとともに、P A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達することとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ウ 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を發出し、P A Z及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、P A Z及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請するものとする。また、県は、P A Z及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、その他の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県災害対策本部長は、放射性物質等の放出後、国が、緊急時モニタリング結果からO I Lを超える地域を特定し、U P Z内の緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）を指示した場合は、重点市町等と連携し、U P Z内における緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）の実施、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、国に要請するものとする。

なお、県災害対策本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

エ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

オ 県災害対策本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

カ 県災害対策本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力

災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するものとする。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の状況と今後の予測
- (ウ) 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- (オ) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (カ) 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- (キ) その他必要な事項

キ 県災害対策本部長は、国の協力の下、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとする。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

3 避難等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

町災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合には、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力の下、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施に当たり、避難誘導に当たるものとする。

また、町災害対策本部長は、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国又は県の指示を受けて、避難への切替えを行うものとする。

町災害対策本部長は、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

全域がP A Z及び予防避難エリアに該当する本町においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施するものとする。なお、国が、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は町の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点において、又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、その必要性を判断し、輸送手段、経路、指定避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示するものとする。

町災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力の下、避難を指示するものとする。ただし、全面緊急事態に至った時点で、原則、国又は県の指示を受け、P A Z及び予防避難エリアの住民等に対して即時に避難を指示するものとする。

また、町災害対策本部長は、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にO I L 2を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力の下、一時移転を指示するものとする。

町、関係消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施に当たり、避難誘導を行うものとする。

町災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、指定避難所に職員を派遣して避難住民等の保護に当たるものとする。

避難誘導者は、避難住民等に対し、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

県、海上保安部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

全域がP A Z及び予防避難エリアに該当する本町においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等に対して、避難を即時に実施するものとする。なお、県又は町は、避難時の周囲の状況等により避難や一時移転を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

(3) 感染症の流行下における避難等の留意点

感染症の流行下において、避難等を行う場合には、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。

ア 放射線防護対策施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の

放出に備えるものとする。

- イ U P Z内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。
- ウ U P Z内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。
- エ 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難するものとする。
- オ 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一時集結所等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。なお、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転を行う場合の避難車両等においては、放射性物質による被ばくを避ける観点から、U P Z内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則として換気は行わないものとする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

4 避難経路の確保

道路管理者、港湾管理者及び県警察は、関係機関と協力して障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努めるものとする。

5 避難所の設置

(1) 町の活動

町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設するものとする。

また、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

(2) 県の活動

県は、必要に応じ、避難及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について、避難者を受入れる自治体を支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設することを支援するものとする。

県は災害救助法の適用について、必要に応じ、厚生労働省と協議するものとする。

6 指定避難所等の運営

町は、国、県及び関係機関と連携し、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (1) 町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供し、県は、国等へ報告を行うものとする。
- (2) 町は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載などで女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。
- (6) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 要配慮者の避難誘導

(1) 町の活動

ア 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

イ 町は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮するものとする。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

ウ 町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、重点市町以外の市町等へ応

援を要請するものとする。

(2) 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設の活動

社会福祉施設は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、重点市町及び県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

(4) 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、その他の市町等へ応援を要請するものとする。

8 防災上重要な施設の避難誘導

(1) 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた指定避難所において行うものとする。その場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(2) 不特定多数の者が利用する施設の活動

不特定多数の者が利用する施設において、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 広域避難

(1) 町内に防護対策区域が決定された町のとるべき措置

ア 町災害対策本部長は、内閣総理大臣又は県災害対策本部長から避難指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送に努めるとともに、指定避難所に職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。

イ 町災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、指定避難所に輸送するよう努めなければならない。

ウ 町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合において、その他の市町と直接協議又は、県に要請し調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求め

るものとする。

(2) 県のとるべき措置

ア 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び指定避難所の設置を要請するものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

イ 県災害対策本部長は、広域避難計画に基づく避難者の輸送に必要な車両、船舶、航空機等、輸送用機材の関係機関に対し、町と連携して、避難者の避難に協力するよう要請する。

ウ 県災害対策本部長は、広域避難に必要な経路の情報把握に努め、避難経路を指示するものとする。

エ 県災害対策本部長は、住民の安全な広域避難や緊急車両の通行を確保するため、県警察に、交通規制に関して必要な措置を要請するとともに、指定地方行政機関及び自衛隊に、応援を要請するものとする。

オ 県は、重点市町から協議要求があった場合、当該都道府県と協議を行うものとする。また、重点市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、重点市町から要請を待ついとまがないときは、要請をまたないで、広域避難のための要請を重点市町に代わって行うものとする。

カ 県は、国から、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を受けるものとする。また、県は、重点市町の要請に基づき同様の助言を行うものとする。

キ 県は必要に応じ、原子力災害対策本部に広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとし、原子力災害対策本部は、広域的観点から計画を作成し、県に計画の内容を示すものとする。

ク 県は、国と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ケ 県は、海路避難を行う前に、町と連携して、船舶により海上の空間放射線量率の確認を必要に応じて行うものとする。

(3) 要請を受けた市町のとるべき措置

ア 県災害対策本部長から要請を受けた市町長は、当該市町地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

イ 市町は、避難を行う重点市町と連携して、避難者把握や秩序の保持に努めるものとする。

10 避難の長期化への対応

(1) 町は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(2) 町は、国及び県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 町は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状

況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

第9節 立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施

県警察、海上保安部は、関係機関の協力の下、警戒区域における立入制限、交通規制等必要な措置を講ずることとする。また、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

1 陸上の立入制限、交通規制の実施

(1) 町の活動

町災害対策本部長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図るものとする。

また、町災害対策本部長は、警戒区域を設定したときは、県災害対策本部長を通じて、県警察に警戒区域への立入制限、立入禁止又はこれらの区域からの退去等の措置を要請する。

(2) 県の活動

県災害対策本部長は、重点市町災害対策本部長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(3) 県警察の活動

県警察は、町災害対策本部長が警戒区域を設定したときは、町災害対策本部長の要請に基づき、関係機関と協力し、警戒区域への立入制限、立入禁止又は、これらの区域からの退去等の措置を講ずるものとする。

また、交通規制は、町内においては国道197号、その他確保を要する主要道路について実施することとし、その実施に当たっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

2 海上の立入制限等の措置

(1) 県の活動

県災害対策本部長は、警戒区域の海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、松山・宇和島海上保安部に対し、その措置の実施について要請するものとする。

(2) 海上保安部の活動

海上保安部は、災害対策本部等と緊密な連絡をとり、通航船舶に対し、緊急通報及び立入制限等の措置を講ずるものとする。

3 防護対策区域及び警戒区域における災害警備の実施

県警察は、別に定める災害警備計画に従い、防護対策区域及び警戒区域内並びに指定避難所等の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締り等治安を確保するものとする。

なお、災害警備の実施に当たっては、必要に応じて、県警備業協会との協定に基づき、同協会に

対し、警戒活動の実施等を要請するものとする。

第10節 飲料水・飲食物の摂取制限等

町、県及び関係機関等は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、相互の連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、地域生産物の採取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

1 飲料水・飲食物の摂取制限措置の決定

県災害対策本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

また、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。

O I Lと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h ^{※2} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核種 ^{※4}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※4}
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改訂される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

2 飲料水の摂取制限

(1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から飲料水の摂取制限措置の指示があった場合には、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施するものと

する。

この場合において、町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施するものとする。

(2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲料水の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、町災害対策本部長から飲料水の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ、県との物資調達協定の締結者から調達した飲料水を供給するとともに、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し、協力要請する。

3 飲食物の摂取制限

(1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から飲食物の摂取制限措置の指示があった場合には、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

この場合において、町災害対策本部長は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施するものとする。

(2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、飲食物の摂取制限措置の実施を決定したときは、直ちに町災害対策本部長に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、町災害対策本部長から食料の供給・調達について要請があったときは、必要に応じ県の備蓄する緊急援護物資を供給するとともに、協定を締結している大手小売業者等、周辺市町、広域応援協定締結県、自衛隊又は国に対し協力要請する。

4 地域生産物の採取制限及び出荷制限

(1) 町のとるべき措置

町災害対策本部長は、県災害対策本部長から放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取制限及び出荷制限措置の指示があった場合には、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

(2) 県のとるべき措置

県災害対策本部長は、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取制限及び出荷制限措置の実施を決定したときは、直ちに町災害対策本部長に指示するとともに、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等に伴う指導を行うものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第11節 原子力災害医療の実施

町、県及び関係機関等は、相互の連携を密にして原子力災害時における汚染・被ばく者、汚染・被ばくのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の原子力災害医療を実施する。

なお、原子力災害医療は、この計画に定めるもののほか、県の定める原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとする。

1 原子力災害医療の組織とその任務

(1) 県の活動

ア 災害医療対策部の設置

県は、原子力災害医療を実施するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長を部長、災害医療対策部副部長（原子力災害医療調整官）を副部長とする災害医療対策部を設置するものとする。

また、災害対策本部が設置されない場合においても、災害医療対策部長が必要と認めた場合は、災害医療対策部を設置するものとする。

ア) 災害医療対策部の組織及び任務

原子力災害時の災害医療対策部の組織及び任務は、次によるものとする。

なお、災害医療対策部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国等から派遣される原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療活動を実施するものとする。

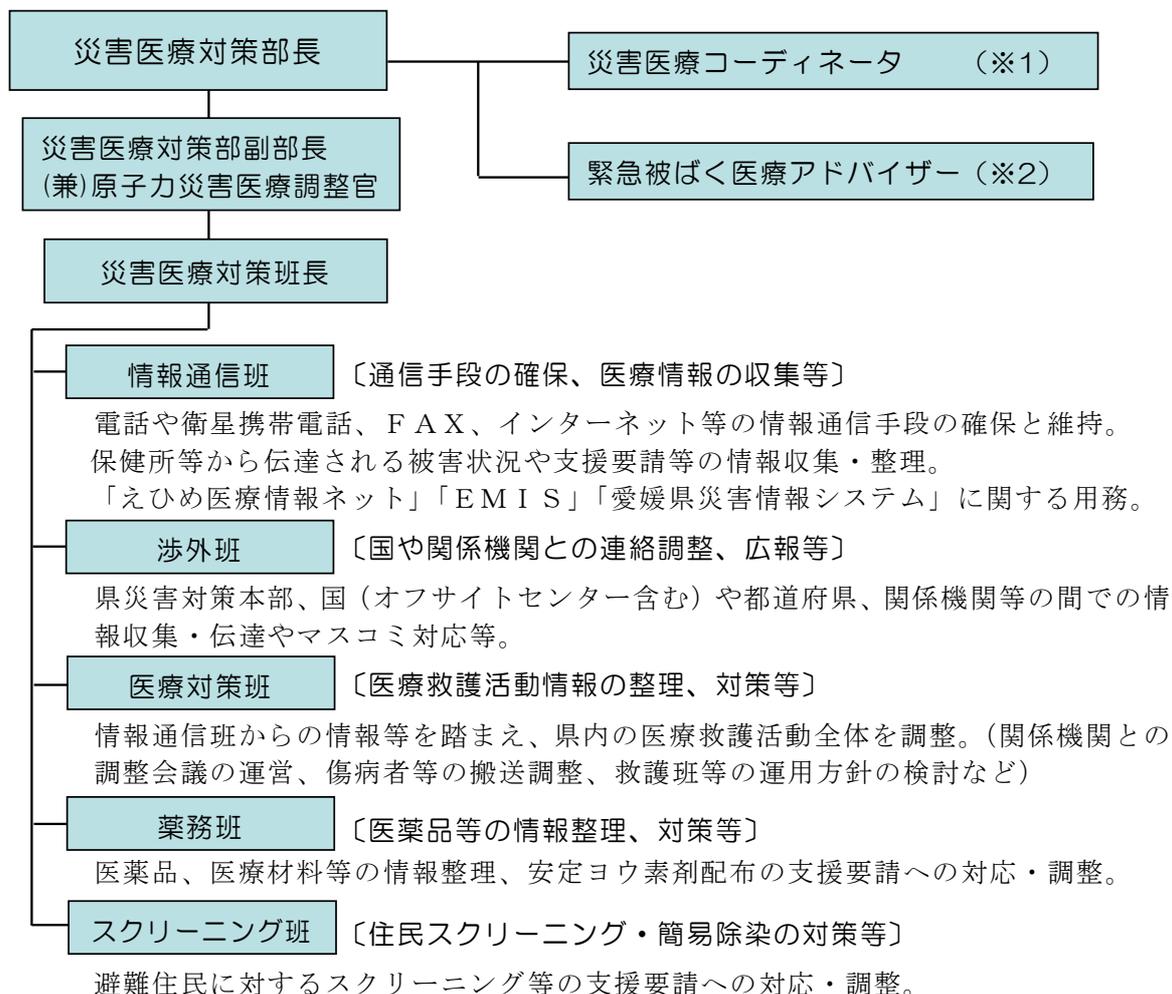
イ 国に対する協力要請

県は、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、高度被ばく医療支援センター等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者等の受入れについて要請を行うものとする。

ウ 関係機関に対する協力要請

県は、原子力災害医療機関等に対し、原子力災害医療に係る協力を要請するものとする。

災害医療対策部 組織図

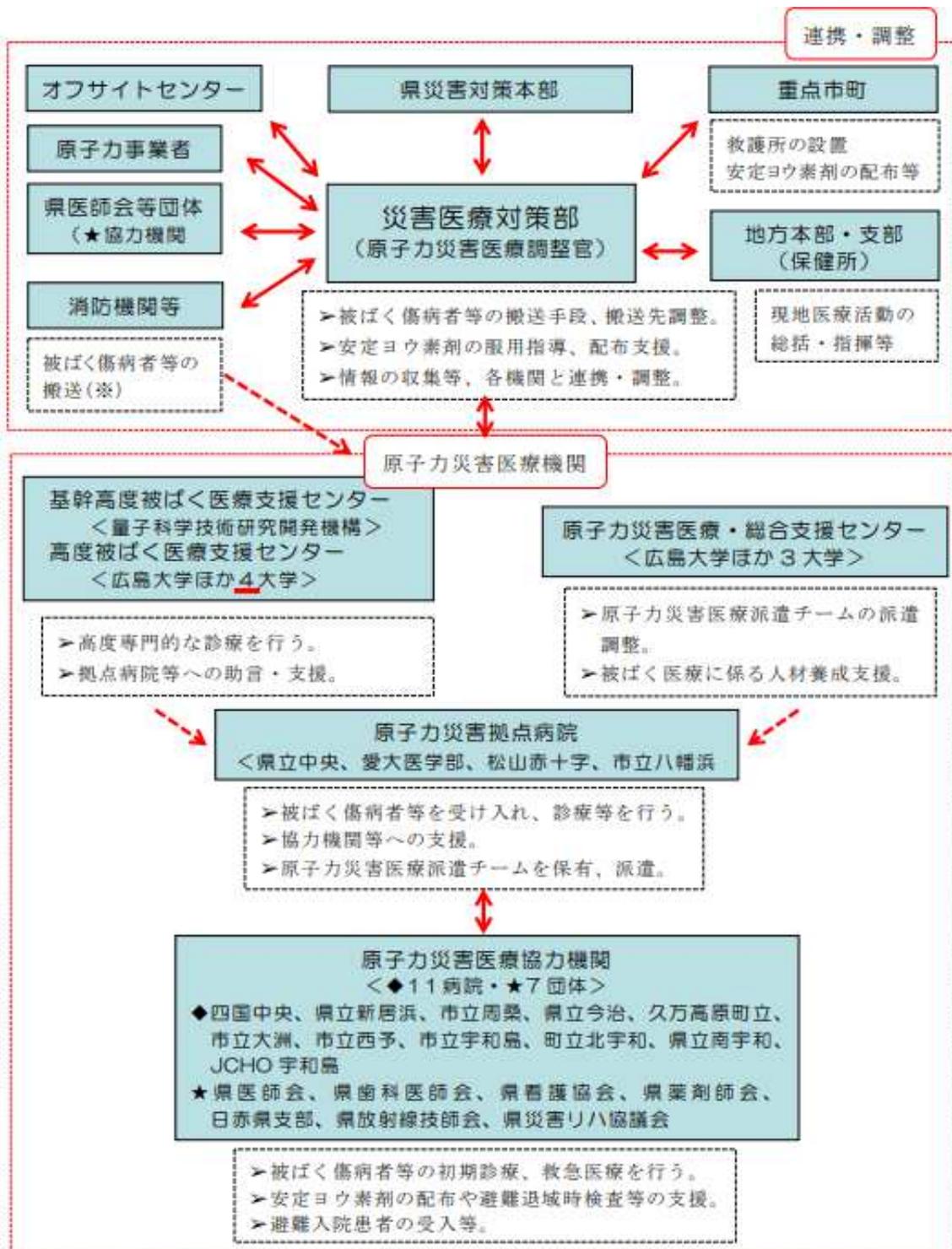


【現地作業チーム】

- 救護班**
救護所において一般傷病者に対する医療活動、健康相談を実施。
- 薬務班**
安定ヨウ素剤の服用指導、一時集結所等への搬送調整、緊急配布の協力、内服液の調製を実施。
- スクリーニング班**
避難住民等に対するスクリーニングや問診、放射性物質汚染者に対する簡易除染を実施。

災害医療対策 部長 県立中央病院長
 〃 副部長 県立中央病院災害医療センター長
 〃 対策班長 医療対策課長、薬務衛生課長、県立病院課長
 〃 各班員 医療対策課、薬務衛生課、県立病院課の職員
 (※1) 災害拠点病院、公立病院に設置。対策部長の補佐、助言等。(14名)
 (※2) 専門的な立場から調整官の補佐、助言等。(12名)

原子力災害医療体制図



(※) 被ばく傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

また、緊急を要する場合は、県消防防災ヘリ等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として事業所内で発生した被ばく者に対応する

(2) 町の活動

町は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配布し、又は服用を指示するものとする。

また、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等において救護所を開設、運営し、傷病者等に対する医療活動を実施するものとする。

(3) 消防機関の活動

消防機関は、原子力災害医療を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示の下、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害医療機関又は医療機関に搬送するものとする。

(4) 関係機関の活動

緊急被ばく医療アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

ア 平時における県の原子力災害医療体制の強化、原子力事故等発生時の災害医療対策部の設置方針及び運営方針等に関し助言すること。

イ 原子力事故等発生時の災害現場における情報収集及び連絡調整等に関すること。

ウ 災害医療対策部の活動に関すること。

エ 原子力災害医療機関の支援及び指導に関すること。

オ 前4号に掲げるもののほか、災害医療対策部長が必要と認めること。

一般社団法人愛媛県医師会及び日本赤十字社愛媛県支部は、災害医療対策部に本部員を派遣するとともに、救護所等に救護班を派遣し、医療救護を実施するものとする。

その他協力機関等は、県の協力要請により、災害医療対策部に、原子力災害医療に係る専門家を派遣し助言等を行い、救護所等に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、放射線技師等医療従事者を派遣し、医療救護を実施するものとする。

(5) 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力災害医療を実施するために必要な情報を災害医療対策部に提供するなど協力するとともに、自らも事業所内医療施設において原子力災害医療を実施するものとする。

(6) 国の活動

国は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、高度被ばく医療支援センターを中心とした医療従事者等からなる原子力災害医療派遣チームを派遣し、原子力災害医療に関し、災害医療対策部長に助言等を行うものとする。

また、原子力災害医療派遣チームは、汚染・被ばく者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、拠点病院及び協力機関の医療従事者等を指導するとともに、自らもこれに協力して原子力災害医療を行うものとする。

(7) 原子力災害合同対策協議会（医療班）の活動

国、県、重点市町、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（医療班）は、原子力災害医療に係る状況の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、災害医療対策部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

2 原子力災害医療の実施

県は、原子力災害時において災害医療対策部を組織し、関係機関等の協力の下、原子力災害医療を実施するものとする。

また、重点市町、原子力事業者、原子力災害医療機関、原子力災害医療派遣チームは、県の実施する医療活動に協力するとともに、自らも原子力災害医療を実施するものとする。

原子力災害医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送し、対応を行うものとする。

また、医療処置を必要としない状況、又は救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から原子力災害医療機関、保健所、避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

原子力災害医療体制の概要

区分	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関	原子力災害医療・総合支援センター	高度被ばく医療支援センター
<p>基本的役割</p>	<p>原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。</p> <p>さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。</p> <p>上記の診療等に加え、避難退域時検査において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県等が実施する原子力災害対策に協力する。</p> <p>また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的な実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。</p>	<p>原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等）に協力する。</p>	<p>原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。</p> <p>また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の要請を行うほか、地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。</p> <p>さらに、拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。</p>	<p>原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者（長期的な治療が必要な傷病者を含め、これらの傷病者を「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。</p> <p>また、拠点病院や協力機関に対して、専門的な教育研修等を実施するとともに、立地道府県等に対しては、平時から技術的専門的助言や支援を行い、原子力災害時には甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整等の立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する。</p>

<p>対応医療機関</p>	<p>県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部付属病院、市立八幡浜総合病院（4病院）</p>	<p>四国中央病院、県立新居浜病院、市立周桑病院、県立今治病院、久万高原町立病院、市立大洲病院、市立西予市民病院、市立宇和島病院、JCH ○宇和島病院、町立北宇和病院、県立南宇和病院、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日赤県支部、県放射線技師会、県災害リハ協議会（11病院、7団体）</p>	<p>広島大学 （その他（3大学）） 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学</p>	<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（基幹高度被ばく医療支援センター） 広島大学 （その他（4大学）） 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学 福井大学</p>
<p>診療 除染処置を含む</p>	<p>○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して行う対応</p>	<p>次に掲げる7項目の要件のうち、1項目以上 ○被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 ○避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員の保有、派遣体制の保有 ○原子力災害医療派遣チームの編成、派遣体制の保有 ○救護所への医療従事者の派遣 ○避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員の保有、派遣体制の保有 ○安定ヨウ素剤配布の支援 ○その他、原子力災害発生時に必要な支援</p>	<p>○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して行う対応</p>	<p>○長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療及び長期経過観察 ○除染が困難（複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療 ○被ばく傷病者等に対して、高度救命医療センターと同等の診療 ○高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）</p>
<p>検体採取 線量測定・評価 管理を含む</p>	<p>○原則として、除染を行うために必要な除染室 ○被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室 ○被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室</p>	<p>協力機関に求められる要件を満たすために必要な施設等</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 ○教育研修及び訓練の実施に必要な施設</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 ○被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等 ○急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等 ○教育研修及び訓練の実施に必要な施設</p>

<p>資機材等</p>	<p>○医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材 ○処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器 ○体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器 ○被ばくの診療に必要な設備及び医薬品（放射線セシウム体内除去剤等） ○除染するために必要な資機材 ○汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備 ○災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段</p>	<p>協力機関に求められる要件を満たすために必要な設備等</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の設備等 ○被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備 ○拠点病院等との通信ネットワーク設備 ○原則として、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の設備等 ○内部被ばくの詳細な線量評価・測定に必要な体外計測機器及び資機材 ○アクチノドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材 ○生物学的線量評価のための機器及び資機材</p>
<p>研修</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施 2 原子力災害医療マニュアル作成</p>
<p>搬送機関</p>	<p>原子力災害拠点病院への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療協力機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療・総合支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。</p>	<p>高度被ばく医療支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。</p>

(1) 指定避難所における住民等への対応

ア 救護所の開設・運営

町は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、医療救護活動を行うため指定避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

イ 救護班の派遣

災害医療対策部は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等と調整し、原子力災害医療派遣チーム又は救護班を編成して救護所に派遣するものとする。

ウ 医療活動の実施

救護班は、救護所において傷病等に対する医療活動を実施するものとする。

エ 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。

また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、町保健センター等は、適切な対応をするものとする。

オ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

町及び県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリング結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(2) 原子力事業所内で被ばく者が発生した場合の対応

原子力事業者は、原子力事業所内の医療施設において、被ばく者に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングを行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な原子力災害医療機関に搬送を行うものとする。被ばく者の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく者の汚染状態の評価、スクリーニング・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく者に随行できない場合には、被ばく者の被ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し必要な連絡、調整を行うものとする。

3 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害医療の基本的体制

原子力災害医療体制は、次に掲げる医療機関からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

ア 拠点病院

被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受入れ、適切な医療を提供する。また、被ばく傷病者等に対しては適切な診療等を行う。

さらに、原子力災害が発生した立地道府県等内において、救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを編成する。

イ 協力機関

立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する検査への協力等を行う。

ウ 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

エ 高度被ばく医療支援センター

高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や、除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、

拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

オ 基幹高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

(2) 原子力災害医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うものとする。また、県はその結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等に情報の提供に努めるものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、県及び重点市町は国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、

保健所、市町保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用

町及び県は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、医療機関等と連携して、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安定ヨウ素剤服用のための準備

町は、P A Z外の地域において、県の指示により、安定ヨウ素剤を一時集結所等に搬送するものとする。(P A Z内の地域は、事前配布)

町に備蓄している安定ヨウ素剤のみでは不足する場合、県は、八幡浜保健所、原子力センター、本庁に備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送するものとする。この場合において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

また、県は、放射性ヨウ素の放出、又は放出のおそれがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行うものとする。

(2) 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長は、住民等及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、町に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる。

また、県災害対策本部長は、各放送機関及び地元C A T Vに対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底させるものとする。

なお、緊急放送の実施に当たっては、次の事項を住民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意するものとする。

ア 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由

イ 安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量

ウ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(3) 安定ヨウ素剤の配布

町災害対策本部長は、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配布により服用済みの者を除く。）に一時集結所等集合した場所において、原則として、医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。

県災害対策本部長は、関係機関等の防災業務従事者に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布に当たっては、服用対象者に対し服用の方法、注意事項等を記載した説明書等を添付の上説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動揺、混乱等を起こさないよう留意するものとする。

ア 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由

イ 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量

ウ 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(4) 安定ヨウ素剤の服用方法

本町においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

伊方発電所1・2号機に係るUPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、国（原子力規制委員会）が必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

服用対象者等については、次のとおりとする。

ア 服用対象者

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

また、原則40歳未満の方を配布対象者とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。ただし、40歳以上であっても希望者には配布するものとする。

イ 服用回数

服用回数は副作用を考慮し、原則1回とする。

連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようしなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

ウ 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は、次のとおりとする。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	ゼリー剤（新生児用）1包又は内服液 1ml
生後1か月以上3歳未満	25mg	32.5mg	ゼリー剤（乳幼児用）1包又は内服液 2ml
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	丸剤 1丸
13歳以上	76mg	100mg	丸剤 2丸

（注）内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

（16.3mg/mlヨウ化カリウム[12.5mg/mlヨウ素含有]）

第12節 防災業務関係者の防護対策

町、国、県、関係機関及び原子力事業者等は、防災業務関係者の放射線防護について万全の対策を講ずるものとする。

1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

町、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他、放射線防護に必要な資機材

2 町のとるべき措置

防災業務関係者に資機材を配布するに当たり、町災害対策本部長は、防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、その必要数量を県災害対策本部に連絡し、その貸与又は支給を受けるものとする。

3 防災業務関係者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、応急対策の実情に応じつつ、できるだけその低減を図り、町、国、県、関係機関及び原子力事業者等は、その被ばく状況を管理し、防災業務関係者の安全を確保するものとする。

国が定めた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用し、防災業務関係者の被ばく線量限度を次表のとおりとする。

なお、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、要請した組織と協議して定めることができるものとする。

防災業務関係者の線量限度

		緊急事態応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		事故現場において作業する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合
実効線量		① 5年間	100 mSv	100 mSv
		② 1年間	50 mSv	
		③ 3か月（女性）	5 mSv	
		④ 妊娠中の女性（内部被ばく）	1 mSv	
等価線量	眼の水晶体	① 5年間	100 mSv	300 mSv
		② 1年間	50 mSv	
	皮膚	1年間	500 mSv	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2 mSv	-

第13節 緊急輸送

町、県及び防災関係機関は、相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保するものとする。

1 町の活動

町は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両の確保に努めるものとする。

町のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請するものとする。

2 県の活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（P A Z及び予防避難エリアなど緊急性の高い区域から優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害対応策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

ア 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材

イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

ウ 避難者、負傷者等

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材

オ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 県は、町から要請があった場合、緊急事態応急対策活動が円滑かつ確実に行われるよう緊急輸送車両、船舶及び航空機を確保するとともに、自衛隊及び公共輸送機関等に対して緊急輸送の応援を要請するものとする。

第14節 消火活動

原子力事業者その他関係機関は、原子力発電所に係る火災に関し、相互に連携し、消火活動を実施するものとする。

1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、原子力発電所において火災が発生した場合において、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、国、県、町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等に対し、法令あるいは安全協定等に基づき、直ちに通報を行い、迅速に自衛消防隊による初期消火活動を行うとともに、八幡浜地区施設事務組合消防本部とも連携して消火活動を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、町、八幡浜地区施設事務組合消防本部等への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

2 消防機関の活動

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、原子力防災管理者等からの情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消火活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

また、必要に応じ消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3 県の活動

県は、原子力施設における火災に対して、消防機関等の行う消火活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、県内の消防力では対処できないと判断した場合又は消防機関から要請があった場合には、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- (1) 火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 町への進入経路及び集結（待機）場所

第15節 救助・救急活動

原子力事業者その他関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、相互に連携して効率的な救助・救急活動を行うものとする。

1 原子力事業者の活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、消防機関等が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

また、原子力事業者は、汚染・被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

2 消防機関の活動

関係消防機関は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、その他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

3 県の活動

県は、関係消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認めるときは、その他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行するものとする。

また、県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合には、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請するものとする。

- (1) 救助・救急の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市町への進入経路及び集結（待機）場所

第16節 ボランティアの受入れ

町、県、その他の市町及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第17節 応援協力活動

町、国、県、関係機関等は、原子力災害の特殊性を考慮し、平素から相互に十分に協議し、原子力災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

1 町の活動

(1) 県災害対策本部長等に対する応援要請等

町災害対策本部長は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町長等に対する応援要求

町災害対策本部長は、原子力災害時において町の地域にかかる緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し応援を求めるものとする。

2 県の活動

(1) 国等に対する緊急事態応急対策の実施の要請

県災害対策本部長は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次の事項を明らかにして、国に対し応援協力活動の実施を要請する。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材等

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他応援に関し必要な事項

(2) 他県に対する広域応援要請

県災害対策本部長は、原子力災害時において、緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めたときは、「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の原子力発電所立地等道府県に対し、応援を要請する。

(3) 町に対する応援

ア 県災害対策本部長は、町から緊急事態応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の緊急事態応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力を行う。

イ 県災害対策本部長は、町の行う緊急事態応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、

特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

3 県警察の活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、原子力災害時において、警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局の指導、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等広域的な運用を図るものとする。

(2) 都道府県警察に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって原子力災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく援助要請を行う。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）

オ その他必要事項

4 国の活動

国は、原子力災害時における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、県災害対策本部等の実施する緊急事態応急対策に対し、技術的事項に関する指示、指導、助言を行うとともに、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、専門家等の派遣を行う。

国の派遣する専門家等の現地への輸送に当たっては、国が自衛隊に依頼する。

また、県も必要に応じ、県消防防災ヘリコプターの活用などにより、国の派遣する専門家等の輸送に協力するものとする。

5 自衛隊の災害派遣要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに要請するものとし、原子力災害対策本部長は必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

また、知事又は原子力災害対策本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送

- (8) 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- (9) 給食及び給水の支援
- (10) 入浴支援
- (11) その他知事が必要と認める事項

6 海上保安部の活動

海上保安部は、海上における救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は県災害対策本部等の要請等に基づき、県・町等の活動を支援するものとする。

7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

- (1) 原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。
- (2) 県は、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第18節 ヘリコプターの活動支援

町は、原子力災害及び複合災害時に際し、緊急事態応急対策を円滑に実施するため、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの活動を支援するものとする。

1 ヘリコプターの離着陸場の確保

町は、県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの離着陸場の確保に努めるものとする。

2 ヘリコプターの活動支援

町は、原子力災害時におけるヘリコプターの離着陸場の確保に当たり、県に全面的に協力するとともに、関係消防機関と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保に努めるものとする。

第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県、町及び海上保安部は、相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に行うものとする。

1 町の活動

町は、国・県と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導の下に、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講ずるものとする。

別表 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準

通報すべき事象
<p>【原災法第10条第1項に基づき通報すべき事象】</p> <p>○事業所外運搬での放射線量率の上昇または放射性物質の漏えい（XSE61, 62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量率が検出されたとき</p> <p>(2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>(3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>※ただし、事業者外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>
<p>【原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準】</p> <p>○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき</p> <p>(1) 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき</p> <p>(2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>(3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が、事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき</p> <p>※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。</p>

2 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による（別表通報基準）特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発見後又は発見の通知を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、海上保安部等）、県など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 原子力事業者及び運搬者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものと

し、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

3 国の活動

- (1) 国（原子力規制委員会、国土交通省）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。
- (2) 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者及び運搬者とともに主体的に講ずる。

4 県の活動

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導の下に、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講ずるものとする。

5 海上保安部の活動

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

第20節 複合災害時における応急対策

町及び県は、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備するものとする。

複合災害が発生した場合においては人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

町及び県は、複合災害時においても、専用回線及び衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保する。

2 緊急時モニタリング

- (1) 県は、固定観測局等が被災した場合、県の可搬型モニタリングポストやモニタリングカー等の設備・機器等により対応し、状況に応じてこれらをモニタリング実施地点に展開する。
- (2) 国は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成する。

3 住民への情報伝達活動

- (1) 町及び県は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 町は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や、広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図る。
- (3) 町及び県は、住民の不安解消や混乱防止のため、問合せ窓口を増設するなどの体制を強化する。
- (4) 県は、上空から広報のためヘリコプター等の確保に努めることとする。

4 屋内退避、避難等

(1) 屋内退避、避難等の対応方針

ア 町及び県は、大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、本章第8節「住民避難等の実施」を基本にした上で、大規模自然災害等による道路や指定避難所等の被災状況に応じて、適切に対処する。

イ 町及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、予防的防護措置としての避難等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

ア 町は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に当たり十分注意する。

イ 町は、大規模自然災害等による被災者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 退避・指定避難所等の運営

ア 町は、大規模自然災害等による指定避難所等の被害が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 町及び県は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及び心のケア等について、対策を実施する。

ウ 県は、指定避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、町の区域を越えた対応を行う。

5 原子力災害医療

(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師等医療従事者及び医療資機材等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な応援により、医療体制の維持に努める。

(2) 県は、複合災害時の救護所運営について、混乱が生じないよう対応する。

(3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を策定する。

6 緊急輸送活動

(1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、町、その他の市町、指定地方行政機関、自衛隊、県警察と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。

(2) 町及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

7 救助・救急活動及び消火活動

町及び県は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

町は、県が実施する原子力災害事後対策や被災者の生活支援にかかる活動に協力する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。また、避難区域等の設定を見直した場合には、県に報告する。

第3節 汚染の除去等

県は、国の指導・助言の下、町、国、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

町は、県等と協力し、必要な措置を行うものとする。

第4節 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表するものとする。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

町は、県が公表する環境モニタリング結果について、住民・関係機関等に対し広報を行い、周知徹底を図るものとする。

第5節 各種指示、制限措置の解除

1 各種指示の解除

県は、環境モニタリングの結果等から、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示を解除することが適当であると判断した場合には、国及び国の派遣専門家等の指導・助言及び指示に基づき、各種制限措置の解除を決定し、町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

2 各種制限措置の解除

県は、環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の摂取制限及び出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

3 町の活動

町は、県において各種指示の解除の決定、あるいは各種制限措置の解除が決定された場合には、住民・関係機関等に対し広報を行い、指示の周知徹底を図るものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、住民等からの原子力損害に係る賠償の請求等の円滑な事務が推進されるように、県と協力し、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ定められた被災地住民登録票により記録するものとする。

2 被害状況調査の実施

県は、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備するよう関係市町に指示し、これに協力する。

町は、県の指示を受けた場合には、県と協力し、必要な被害状況調査を実施し、資料等を整備するものとする。

3 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

町は、県及び国と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図るものとする。

また、町は、県及び国とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

4 災害状況の記録

町は、県が作成する災害の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録、原子力災害中長期対策として措置した諸記録等、原子力災害の全般にわたる記録の作成と保存に協力するものとする。

資料編・被災地住民登録票

第7節 風評被害等の影響の軽減

1 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。

また、町は、県、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

第8節 被災者等の生活再建の支援

1 被災者等の生活再建

(1) 町は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

(2) 町は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 町は、県及び国と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ中小企業高度化資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

町は、県及び国が行う被災中小企業等に対する支援活動が円滑に進むよう協力する。

第9節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、県、重点市町、その他の市町、関係機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第11節 原子力事業者の災害復旧対策

1 災害復旧対策計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

2 県等の行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行い、国、県、重点市町に全面的に協力するものとする。

3 仮設住宅等の提供

原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

第12節 災害対策本部等の解散

1 国の原子力災害対策本部の廃止

国の原子力災害対策本部は、原災法第21条第1項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

2 県災害対策本部の解散

県災害対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び国派遣専門家等の指導・助言を得て、災害対策本部を解散するとともに、町、関係市、関係機関等にその旨を通知するものとする。

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

3 町災害対策本部の解散

町災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の廃止及び県災害対策本部の解散がされたとき、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、県災害対策本部の指導・助言を得て、町災害対策本部を解散するとともに、関係機関等にその旨を通知するものとする。